

平成28年度 滝沢市環境年次報告書

—未来へのシグナル—



平成28年度環境美化絵画コンクール金賞
姥屋敷小学校 4年 安倍 佳蓮さん

滝 沢 市

鈴の音が心地よい環境のまち「たきざわ」



秀峰岩手山の広大な裾野に位置する滝沢市。これまで食料生産の基盤として農用地開発や水路整備が行われてきました。また、盛岡市に隣接する立地条件を活かした都市整備や水害から生命・生活を守る河川改修が進められてきました。一方において、まだ多くのところに貴重な自然環境が残されており、生態系を通して生きものたちが命をつないでいます。

近年、オオハンゴンソウなどの特定外来植物の侵入が、在来の希少植物の生育を脅かすという新たな問題も現れています。この状況に対して市は平成26年度からオオハンゴンソウ駆除の取り組みを市民のみなさんと協働して始めました。

昨年8月の台風10号は、岩手県沿岸部に甚大な豪雨災害をもたらしました。さらに今年7月にも福岡・大分両県を中心に、複数の積乱雲が線状に並ぶ線状降水帯に伴って甚大な豪雨災害が発生しました。このような記録的な集中豪雨が頻繁に発生している状況は、地球温暖化も影響していると言われてしています。

地球温暖化は、私たち人間の生活・産業を脅かすだけでなく、地球上の生物分布を徐々に変化させ、新たな問題を生み出すことが懸念されます。地球温暖化防止に向けた取り組みは、地球規模におけるCO₂排出量削減のみならず、地域レベルにおいても私たちの生活の中で求められています。

滝沢市・第2次環境基本計画（第4節）でも、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの啓発を掲げてCO₂排出量削減を目指しています。このほかに「多様な自然との共生（第1節）」、「環境にやさしい産業の推進（第2節）」、「ごみ減量と資源循環（第3節）」、「安全で健康な生活（第5節）」、「環境学習の推進（第6節）」という柱を立てています。

この環境年次報告書は、たきざわ環境パートナー会議進行管理委員会のみなさんと協働で、平成28年度に実施した市の環境施策について検証・評価したものです。

この環境年次報告書が、環境のまち「たきざわ」へのチェックポイントになることを望みます。

平成29年11月

滝沢市長 柳村 典秀

表題「未来へのシグナル」について

岩手山や鞍掛山など、滝沢市の自然を愛した宮沢賢治。彼の作品のひとつに、「シグナルとシグナレス」という信号機の恋を綴った童話があります。

本書の「シグナル」は、これに由来するものです。

指針・警鐘の意味を込めています。

目次・報告概要一覧

事業・・・前年度事業の継続、休止、廃止、新規の別
達成状況（基準等との比較評価）・・・○＝目標達成、△＝目標一部達成、×＝目標未達成、―＝未実施事業

第1節 岩手山麓の豊かで多様な自然と共生するまち								
基本的施策	進行管理指標		事業	達成状況		コメント	担当課	頁
				H27	H28			
1	良質な水資源の保全	1	水生生物調査の実施	休止	○ → ―	平成28年度は水生生物調査を実施しませんでした。今後は、周辺状況が変わった場合に検討します。	環境課	6
2	生物多様性の保全	1	自然環境調査の実施	継続	△ → ○	たきざわ環境パートナー会議及び滝沢市では、岩手県立大学と協働して木賊川遊水地予定地における外来種の駆除、自然環境調査等を実施しました。しかし、まだ保全の域には達していないことから、引き続き外来種の駆除、自然環境調査等を実施します。	環境課	9
3	安全な暮らしに備えた森林整備の推進	1	森林の維持保全	継続	○ → ○	市では、市有林の整備に努めるほか、民有林の整備に対し補助金を交付しました。	農林課	10
		2	水源かん養保安林の保護	継続	○ → ○	市の水源かん養林は599haあり、保全のため監視を行いました。	農林課	10
		3	公共施設等の緑化の取り組み	継続	○ → ○	1 花づくりをとおした地域コミュニティの活性化を図るため、市のホームページ「たきざわ花通り」で花壇づくりを紹介しました。	地域づくり推進課	12
				継続	― → ―	2 新設道路がなかったため、新たな植栽はありませんでした。	道路課	12
				継続	○ → ○	3 施設利用者へ快適な環境を提供するため、市内の公園等の植物管理を行いました。	都市計画課	13
4	透水性舗装の敷設	継続	○ → ○	4か所1,080m（歩道）に透水性舗装を行いました。	道路課	14		
第2節 自然の恵みを活用し、環境にやさしい産業に取り組むまち								
基本的施策	進行管理指標		事業	達成状況		コメント	担当課	頁
				H27	H28			
1	持続性のある産業の推進	1	グリーン・ツーリズムの推進	継続	△ → ○	グリーン・ツーリズムを通して、農家と都市との交流を図りました。利用者数は、長期的な減少傾向にありますが、前年度と比較して微増しました。	農林課	16
		2	グリーン・ツーリズム受け入れ農家の養成	継続	○ → ○	インストラクターの養成のため、グリーン・ツーリズム推進協議会等を通じ、受入農家へ情報交換、交流会を実施しました。	農林課	17
		3	特産品開発への支援	継続	○ → ○	観光パンフレット掲載及びネット販売支援を行ったほか、「クイックスイート」などの加工品開発に努めました。	商工観光課	18
		4	家畜排泄物の有効利用	継続	○ → ○	堆肥利用の促進のため、農家への訪問指導を行いました。	農林課	19
		5	堆肥処理施設の維持管理指導	継続	○ → ○	施設の適正な維持管理指導に努めました。	農林課	19

		6	環境保全型農業の推進	継続	○ → ○	1 農業用廃プラスチック適正処理推進事業 農業用廃プラスチックの適正処理のため、清掃センターで受け入れ、焼却を行いました。	農林課	20
				継続	○ → ○	2 環境保全型農業直接支払交付金事業 有機農業の取り組みを推進するため、交付金を交付しました。	農林課	21
				廃止	○ → —	環境にやさしいりんごづくり推進事業 平成27年度で事業を終了しました。	農林課	-
2	企業の環境対策の支援	1	事業所への啓発、指導の推進	継続	○ → ○	事業所公害については、必要に応じ監視及び指導を行いました。	環境課	22
3	自然と調和した観光の推進	1	自然環境の保全活動	継続	○ → ○	春子谷地湿原の保全のため、自然保護指導員を設置しているほか、岩手山や鞍掛山の自然情報センターで来山者のサポートに努めました。	商工観光課	23

第3節 ごみの減量を推進し、資源が循環するまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁	
			H27	H28				
1	ごみの減量とリサイクルの推進	1	ごみ減量の推進	継続	○ → ○	1人当たりのごみ排出量は、目標値を超えたものの昨年度より若干減少しました。今後もごみ減量のためリサイクルの推進に努めています。	滝沢・雫石環境組合	25
		2	集団資源回収活動の推進	継続	○ → △	資源の有効利用に対する意識を高めるため実施しています。実施回数及び回収量は、実施団体の奨励金の上限を設定したことから減少しました。	滝沢・雫石環境組合	25
		3	リサイクル率の向上	継続	○ → △	集団資源回収量の減少、溶融物からの資源回収量の減少により、リサイクル率が下がりました。	滝沢・雫石環境組合	26
2	ごみの不適正な処理の禁止	1	地域清掃活動の推進	継続	○ → ○	春の環境美化月間、秋の環境美化週間による地域での清掃活動は定着し、環境美化に対する意識は高くなってきています。	環境課	28
		2	ペットのフン害禁止の啓発	継続	○ → ○	犬の正しい飼い方及びマナーの向上を図るため、広報やチラシを配布する他、犬の飼い方教室を開催しました。	環境課	29
		3	ごみの野外焼却の禁止啓発	継続	○ → ○	4件の啓発及び個別指導を行いました。	滝沢・雫石環境組合	29
		4	不法投棄巡視員の配置	継続	○ → ○	巡視員による不法投棄廃棄物の監視を行っています。	滝沢・雫石環境組合	30

第4節 エネルギーの自給率を高め、豊かな自然エネルギーを活かすまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁	
			H27	H28				
1	エネルギーの地産地消	1	エネルギーの地産地消の取り組み	継続	○ → ○	1 再生可能エネルギー利用の推進啓発 広報への掲載等により機会を捉え、啓発に努めました。	環境課 関係課	33
				継続	○ → ○	2 木質バイオマスエネルギーと太陽光エネルギーの活用推進啓発 市内の小中学校及び交流拠点複合施設に太陽光発電システム等が稼働しています。	環境課 関係課	34
2	省エネルギーのすすめ	1	省エネルギーの取り組み	継続	○ → ○	1 省エネルギーの啓発 環境フォーラムで講師を招いて「省エネ・節電説明会」を開催し、啓発をしました。	環境課	35
		継続		○ → ○	2 公共交通機関の利用促進 市内の4駅について適正管理を行い、利用促進を図りました。	都市計画課	35	
		継続		○ → ○	3 たきざわエコオフィス計画の推進 計画に基づき、CO2排出量の削減に取り組みました。	環境課 関係課	36	

第5節 誰もが安全で健康に暮らせるまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁
			H27	H28			
1 大気汚染の防止	1 大気汚染に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	岩手県で測定し公表しています。市は、PM2.5や光化学オキシダントに関する注意情報が発令された場合は、市内児童生徒に対し注意喚起することとしていますが発令にはいたりませんでした。	環境課	39
2 騒音、振動、悪臭の防止	1 騒音測定の実施	継続	○	→ ○	1 一般道 測定箇所8か所のうち昼夜ともに要請限度を超過していた地点はありませんでした。	環境課	40
		継続	○	→ ○	2 高速道 測定箇所4か所のうち環境基準値を超過した地点はありませんでした。	環境課	42
		休止	△	→ —	3 新幹線 環境基準をわずかに達成できなかったものの、地元からの苦情等も寄せられていないことなどから、平成28年度は測定を実施しませんでした。今後は、周辺状況が変わった場合に検討します。	環境課	43
3 水質汚濁の防止	1 河川の水質調査の実施	継続	○	→ ○	6河川9地点の河川水質調査を行いました。大腸菌群数を除き、下水道の普及により全体的に改善の傾向を示しています。	環境課	45
	2 公共下水道・合併処理浄化槽の整備促進	継続	○	→ ○	汚水処理実施計画に基づき下水道整備及び浄化槽の普及促進をしています。平成28年度の人口普及率は、83.6%となっています。	下水道課	48
4 土壌汚染の防止	1 土壌汚染に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	清掃センター付近における土壌のダイオキシン類濃度調査を実施したところ、環境基準を大幅に下回っていました。	滝沢・雫石環境組合	51
5 有害化学物質による汚染の未然防止	1 有害化学物質に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	岩手県では、アスベスト使用調査を行い把握、管理しています。東日本大震災におけるアスベスト飛散にかかる調査結果は、基準を下回っていました。	環境課	52
6 酸性雨対策	1 酸性雨に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	岩手県で測定を行い公表しています。平成27年度の測定におけるpHの平均は、4.9でした。	環境課	53
7 原発事故にかかる放射線量測定	1 放射線量測定に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	東日本大震災以後市では、定期的に測定を行っています。平成27年度の測定値は、前年度と変わりなく、健康に影響を与えるレベルではない結果となりました。	環境課 関係課	54
8 その他の公害の未然防止	1 電磁波・低周波に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	電波塔の改修について、17件の報告があり、自治会への説明を要請しました。低周波についての苦情はありませんでした。	環境課	56
	2 滝沢市ラジオメディアカルセンター放射線監視委員会による監視	継続	○	→ ○	排気、排水及び土壌、米、牛乳等について測定を行い、放射線監視委員会において評価を行っています。平成28年度は環境への影響はなかったという結論に達しています。	環境課	56
	3 P R T R法に基づく届出状況に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	有害物質における化学物質排出量移動届出制度に基づき、岩手県で情報を把握し公表しています。	環境課	57
	4 清掃センター関連施設調査	継続	○	→ ○	1 焼却施設及び最終処分場水質等調査 清掃センターとその周辺施設及び最終処分場における環境への影響について測定を実施しています。どちらも基準値以下でした。	滝沢・雫石環境組合	58
休止		○	→ —	2 旧最終処分場水質等調査 平成28年度は旧最終処分場の周辺水、地下水等の調査を行いませんでした。今後は、必要と判断した場合に検討します。	環境課	61	

第6節 知り、学び、考え行動する人を育むまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁
			H27	H28			
1 環境教育・学習の推進	1 環境学習の推進	継続	○	→ ○	1 総合学習の活用 「総合的な学習の時間」は、子どもたちが課題を決めて自主手的に学習しています。各学校で色々な取り組みを行いました。	学校教育指導課	69
		継続	○	→ ○	2 出前講座 環境教育の出前講座は5講座あり、そのうち1講座に15人が参加しました。	生涯学習文化課	70
		継続	○	→ ○	3 滝沢ふるさと少年少女探検隊講座「ネイチャーゲーム」 市内小学生8人が参加し、ネイチャーゲームを通じた環境学習を行いました。	生涯学習文化課	71
		継続	○	→ ○	4 たきざわ環境パートナー会議の活動 自然観察会や省エネ啓発、環境基本計画の検証を市と協働して行いました。	環境課	72
		継続	○	→ ○	5 環境フォーラム 環境に対する意識高揚のため、環境美化絵画コンクール及び優良ごみ集積所の表彰を行うとともに講演を行いました。	環境課	74
2 協働による環境保全活動の推進	1 活動団体の支援	継続	○	→ ○	1 地域づくり懇談会 地域の地域づくり懇談会において、8つの環境関連事業が実施されました。市では、その取り組みに対し補助金を交付する他、助言などの支援を行いました。	地域づくり推進課	76
		継続	○	→ ○	2 たきざわ環境パートナー会議プロジェクト 各プロジェクトの活動は、市民ボランティア等の参加により活動の輪を広げています。	環境課	77
別添資料					環境課に寄せられた相談数	環境課	80
					空家に関する対応状況	都市計画課	81

第1節

岩手山麓の豊かで多様な自然と共生するまち

1-1 良質な水資源の保全

1-1-1 水生生物調査の実施（環境課）

（1）事業内容及び指標等

滝沢市における自然環境の実態を把握するために、特に水質環境に影響を受けやすい河川底生生物に着目して、巣子川本流と支流の2地点において調査を実施します。

（2）実施状況

これまで河川底生生物調査では、コドラート（方形枠）を用いた定量採集と調査地点内のさまざまな場所で採集を行う定性採集の2つの調査方法により底生生物を採集し、これを室内で同定して種の確認を、夏季1回、冬季1回の計2回の調査を実施してきましたが、河川改修・下水道整備により、生活排水等の流入が改善され、過去の調査結果を見ても、良好な結果で推移していることから、今年度は調査を実施しませんでした。

（3）評価と今後の取り組み

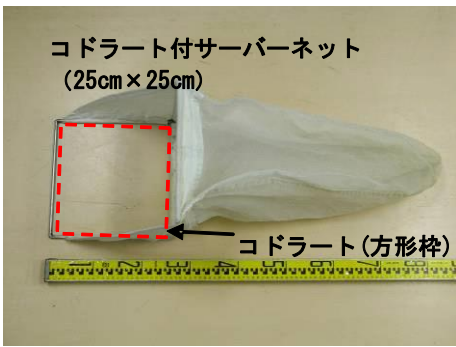



この調査は、巣子川の水質状況を確認するために実施してきたものですが、下水道の普及とともに改善されてきており、平成27年度で下水道工事が完了したことから、水生生物調査を休止します。今後は、周辺状況に大きな変化があった場合、水生生物調査を行うことで、水質状況の確認を行っていきます。



河川底生生物調査実施地点

調査方法の概要（平成27年度調査）

調査方法	実施目的	調査手法	数量
定量採集	底生生物の数量を偏りなく把握する。	流れが速く干上がらない程度の水深の川底に、コドラート（方形枠）付きのサーバーネットを設置し、コドラート内の川底にいる全ての底生生物を採集した。	1 サンプル/地点×2 季
定性採集	底生生物の生息種を偏りなく把握する。	河岸、抽水植物内、早瀬、淀み等、様々な物理環境において、ハンドネットを用いて底生生物を採集した（2名で1時間程度）。採集した底生生物は1サンプルにまとめた。	1 サンプル/地点×2 季

調査方法	調査器材	調査状況
定量採集	 <p>コドラート付サーバーネット (25cm×25cm)</p> <p>コドラート(方形枠)</p>	
定性採集	 <p>ハンドネット</p>	

生物学的水質判定法による水質判定結果（平成27年度調査）

調査地点	季節	水質判定結果					
		水質階級 (PI 値)					
		H22	H23	H24	H25	H26	H27
巢子川-本流	夏季	水質階級: I (1.14)	水質階級: I (1.23)	水質階級: I (1.21)	水質階級: I (1.24)	水質階級: I (1.11)	水質階級: I (1.33)
	冬季	水質階級: I (1.38)	水質階級: I (1.40)	水質階級: I (1.15)	水質階級: I (1.40)	水質階級: I (1.07)	水質階級: I (1.16)
巢子川-支流	夏季	水質階級: II (1.67)	水質階級: II (1.67)	水質階級: II (1.60)	水質階級: I (1.15)	水質階級: II (2.00)	水質階級: I (1.33)
	冬季	水質階級: II (2.00)	水質階級: I (1.00)	水質階級: II (1.80)	水質階級: II (2.00)	水質階級: I (1.40)	水質階級: II (1.57)

- ※水質階級
- I. きれい (貧腐水性)
 - II. β -ややきたない (中腐水性)
 - III. α -かなりきたない (中腐水性)
 - IV. 極めてきたない (強腐水性)

1-2 生物多様性の保全

1-2-1 自然環境調査の実施（環境課）

（1）事業内容及び指標等

滝沢市穴口地区の木賊川周辺は、多種の在・外来植物等が生息し、サクラソウ、カワシンジュガイ等の希少種が多く確認されている地域ですが、今後、治水対策の一環で遊水地及び分水路が整備される予定です。

たきざわ環境パートナー会議及び滝沢市では、木賊川遊水地整備後もこの希少種を守り、外来種を駆除し、生物多様性の保全を図るため、木賊川遊水地調査を継続して実施します。

（2）実施状況

たきざわ環境パートナー会議では、平成27年度から木賊川遊水地調査プロジェクトを全体事業として位置付けるとともに、たきざわ環境パートナー会議及び岩手県立大学の間で地域協働研究に係る協定書を締結し、協働で木賊川遊水地調査を実施しました。

※木賊川遊水地調査の活動は、6-1-1 4 たきざわ環境パートナー会議の活動に掲載

（3）評価と今後の取り組み

たきざわ環境パートナー会議及び滝沢市は、岩手県立大学と協働して木賊川遊水地予定地における自然環境調査を実施しました。エビネ、サクラソウ、カワシンジュガイ等の希少生物が、平成24年度環境調査業務委託報告書（平成25年）と比較し、かなり減少していることを確認しました。その原因として、水田跡地（耕作放棄地）の荒廃及び既存水路の水環境変化が考えられます。そこで希少生物の木賊川遊水地予定地内での移植増殖のため、農地跡のビオトープ化を検討しています。

また、在来種を脅かしているオオハンゴンソウ等の外来種の駆除を実施するとともに、環境学習の場として観察会を開催し、希少生物を始めとする生物多様性の保全の必要性を市民に伝えていきます。

1-3 安全な暮らしに備えた森林整備の推進

1-3-1 森林の維持保全（農林課）

（1）事業内容及び指標等

森林の基本的機能は、水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化、木材等生産の各機能であり、それらの機能を維持保全するために、造林、間伐、下刈、除伐等の施業を実施します。

森林の各機能を高度に発揮させるため、育成単層林における保育・間伐の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図ることとします。

（2）実施状況

民有林・市有林の施業状況

（単位：ha）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
造林面積	2.22	2.70	1.18	4.17	3.39	2.13	12.92
間伐面積	33.30	18.88	20.21	12.34	16.58	40.92	9.16
下刈面積	14.20	8.70	8.19	7.69	16.08	7.75	8.02
除伐面積	7.94	23.46	4.92	17.98	2.86	0.00	0.00
施業面積計	57.94	53.74	34.5	42.18	38.91	50.80	30.10

（3）評価と今後の取り組み

施業面積の減少については、林業の抱えている構造的な要因（外来材による木材価格の低迷、森林所有者の高齢化に伴う施業減等）に起因していると考えられます。

一方、利用可能な林齢に達した森林は増加しており、木材等林産物の再生可能資源としての重要性を見直す機運も高まりつつあります。この林業振興の高まりと併せて森林に期待される各機能の高度発揮の重要性を広く一般に啓発し、あらゆる人の理解を得ていくことが重要であると考えます。

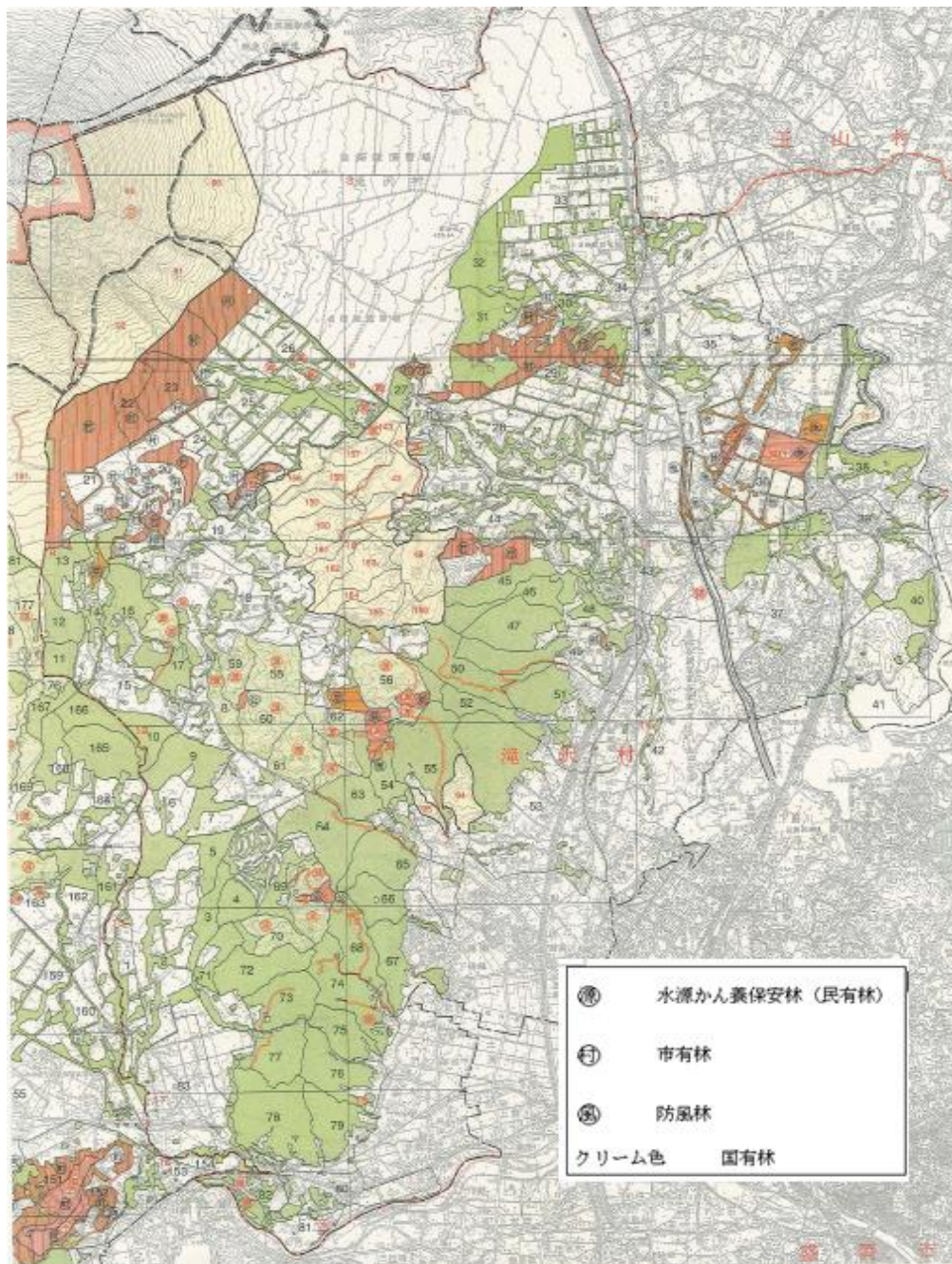
1-3-2 水源かん養保安林の保護（農林課）

水源かん養保安林は、水源地域の森林を保護する目的で森林法によって指定されます。機能としては、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を緩和する働きがあります。また、きれいで美味しい水を育む効果もあります。

環境目標 第1節

滝沢市内では、水源かん養保安林が599ha指定されており、保安林の保護のため監視を行っています。

水源かん養保安林図



1-3-3 公共施設等の緑化の取り組み

1 地域づくり推進課

(1) 事業内容及び指標等

環境美化意識や自然を愛する感性を育むとともに、花づくりをとおした地域コミュニティの活性化を図るため、公共施設等で継続して花壇整備等に取り組んでいる各種団体・学校等の取組を市ホームページで「たきざわ花通り」として紹介します。

(2) 実施状況

滝沢市ホームページ「たきざわ花通り」における掲載数

・幼稚園・保育園	8箇所
・小中学校	12箇所
・自治会・地域団体など	30箇所
・個人宅	21箇所

(3) 評価と今後の取り組み

個人の方も含め、広く取り組みを紹介しました。

今後も、ホームページを活用しての紹介を継続しつつ、地域に目を向けながら、新たな箇所の紹介に努めていきます。

2 道路課

(1) 事業内容及び指標等

公共施設の緑化（新設道路への植栽）を行います。

(2) 実施状況

平成28年度の植栽工事は、ありませんでした。

(3) 評価と今後の取り組み

道路管理の面で、道路への植栽の在り方が見直されてきていることから、今後、この事業評価についても検討していく必要があります。

3 都市計画課

(1) 事業内容及び指標等

公園利用者に快適な環境を提供するため、植栽等の管理を行っています。

- ・通年委託し、剪定、施肥、薬剤防除、除草等を実施している箇所
…滝沢総合公園、盛岡西リサーチパーク公園、小諸葛川せせらぎ散策路
- ・要望や状況に応じて剪定・伐採、薬剤防除等を実施している箇所
…市内一般公園、緑地
- ・住民参加による植栽管理を実施している箇所
…滝沢総合公園ハーブ園

(2) 実施状況

業者委託分については、契約のとおり履行されており、適切な管理が実施できました。また、住民参加を取り入れているハーブ園の管理についても、ハーブサークルの協力により、無農薬で安全な公園環境の創出を図ることができました。

(3) 評価と今後の取り組み

市民をはじめとする多くの来園者に快適な環境を提供することができました。

現在は業者委託が主体となっている植栽管理について、今後は、住民参加の手法を取り入れていく必要があると考えます。



ハーブ園の管理

ハーブサークル「ハーブを愉しむ会」が総合公園ハーブ園の管理を実施しています。

1-3-4 透水性舗装の敷設（道路課）

(1) 事業内容及び指標等

事業名 社会資本整備総合交付金事業ほか
 場 所 滝沢市鶴飼地内（鶴飼姥屋敷線）外3箇所
 内 容 歩道（延べ1,080m）

(2) 実施状況

道路整備計画に基づき、市街化区域、児童通学路について透水性舗装施行を実施しています。

透水性舗装施工実績 (単位：m)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
施工延長	0	160	1,300	316	305	480	1,080

※両側設置箇所については延べ延長を記載

(3) 評価と今後の取り組み

従来の構造では、降雨時に歩道舗装面の雨水が側溝を通り河川へ流出していましたが、透水性舗装としたことにより地下に浸透し、自然に近い状況となること及び騒音の低減も図られることから、今後も適切な施工に努めていきます。

～ メモ ～

●透水性舗装とは？

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。地下水のかん養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多いです。

また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果や騒音の低減効果もあります。

第2節

自然の恵みを活用し、環境にやさしい産業に取り組むまち

2-1 持続性のある産業の推進

2-1-1 グリーン・ツーリズムの推進（農林課）

（1）事業内容及び指標等

市では、岩手県グリーン・ツーリズム推進協議会に加入し、市内の農林業体験民宿、体験交流施設、グリーン・ツーリズム体験インストラクター等に対して、情報の提供を行います。

市のホームページにおいて、グリーン・ツーリズム体験施設のリスト、案内図を掲載し、市内外にPRを実施します。

地域資源を生かしたグリーン・ツーリズムを通して、市の農業に対する住民の理解を深めること、また、都市との交流を進めることが目標です。

（2）実施状況

グリーン・ツーリズム関連施設利用状況

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
グ リ ー ン ・ ツ ー リ ズ ム 関 連 施 設	農家民宿	1 軒 308 人	1 軒 308 人	1 軒 164 人	1 軒 5 人	1 軒 11 人	1 軒 0 人	1 軒 13 人	1 軒 13 人
	観光農園	2 軒 2,015 人	2 軒 2,005 人	2 軒 640 人	2 軒 1,100 人	2 軒 2,000 人	2 軒 1,002 人	2 軒 67 人	2 軒 46 人
	農家レスト ラン	1 軒 985 人	1 軒 980 人	1 軒 955 人	1 軒 505 人	1 軒 530 人	1 軒 350 人	1 軒 36 人	1 軒 225 人
	農 林 業 体験施設	1 軒 15 人	1 軒 87 人	1 軒 35 人	1 軒 0 人	1 軒 1 人	1 軒 11 人	1 軒 115 人	1 軒 129 人
市協議会受入れ			25 人	240 人	144 人	149 人	120 人	165 人	154 人
利用者数（合計）		3,323 人	3,405 人	2,034 人	1,754 人	2,691 人	1,483 人	396 人	567 人
HP 掲載件数		5 件	4 件	4 件	3 件	3 件	2 件	3 件	3 件

（3）評価と今後の取り組み

グリーン・ツーリズムは、農家と都市との交流及び地域の活性化を図る上で有効な取り組みです。利用者数は、長期的な減少傾向にありますが、前年度と比較して微増しました。今後はホームページ等をより積極的に活用し、地域からの発信を高め、グリーン・ツーリズムの推奨をより一層図ります。

平成21年に発足した滝沢市グリーン・ツーリズム推進協議会は、市内小中学校の児童が農業体験学習を行う場を提供しており、さらなる活動の推進が期待されま

す。

～ メモ ～

●グリーン・ツーリズムとは？

山林や農漁村の暮らしを体験したり、交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、ヨーロッパで生まれ広まりました。

それぞれの地域の特性を活かした取り組みが、各地で進められています。



2-1-2 グリーン・ツーリズム受け入れ農家の養成(農林課)

(1) 事業内容及び指標等

地域の資源を有効に活かし、農林業体験等を通じて、都市部の人たちとの交流を推進するため、グリーン・ツーリズム推進協議会に加入する農家に対する研修等を支援し、受入れ農家の更なる内容の充実を図ります。

(2) 実施状況

平成28年度はグリーン・ツーリズム推進協議会において情報交換会の実施や参加、近隣の協議会への研修を実施しました。

(3) 評価と今後の取り組み

グリーン・ツーリズム受入農家で構成される滝沢市グリーン・ツーリズム推進協議会の会員は現在22戸です。今後はグリーン・ツーリズムの中心的担い手として活躍されているため、今後も研修会や情報交換会・交流会開催の支援を行い、広域市町村と連携したグリーン・ツーリズムを提供できるよう、基盤づくりを図っていきます。

2-1-3 特産品開発への支援（商工観光課）

(1) 事業内容及び指標等

岩手山麓に広がる肥沃な土壌、清らかな水、澄んだ空気、美しい自然風景など、滝沢市は都市化の一方で未だ手つかずの豊かな自然が保全された地域であり、人と自然がバランス良く共存・共生しています。市の特産品である岩魚や農産物は、健全な自然環境の育む恵みとして市の環境保全の状況をアピールする自然資源のひとつであり、観光パンフレットを作成しPRを図ります。

(2) 実施状況

市の観光パンフレットには、清流のイメージの代表である岩魚や自然の恵みであるスイカ、リンゴなどの農作物や特産品を掲載しPRに努めています。また、観光協会が運営するネットショップ「チャグまるしえ滝沢」では、特産品のPRや販売に努めました。

加工品としては、さつまいもの品種である「クイックスイート」を使ったお菓子や焼酎を製造・販売しました。芋焼酎「馬芋ん」は、製造した4,000本を販売しました。

(3) 評価と今後の取り組み

ホームページやSNSにより市の特産品や関連施設のPRに努めるほか、特産品開発に対し支援を行っていきます。



2-1-4 家畜排泄物の有効利用（農林課）

（1）事業内容及び指標等

堆肥利用の促進については、畜産・酪農家のほとんどが農地還元し肥料要素分などとして有効に利用しています。還元量を上回る堆肥を生産する畜産・酪農家については「肥料取締法による特殊肥料の届出」に基づき市内外の耕種農家や家庭菜園向けなどに供給し、有効に利用しています。

（2）実施状況

特殊肥料販売許可業者は2件、特殊肥料生産業者は25件に対し、指導を行っています。

※特殊肥料—農林水産大臣が指定する肥料であって（魚かす、骨、肉かす、米ぬか、くず植物油かす、動物の排泄物、たい肥等）、有効成分について規定がないもの。

（3）評価と今後の取り組み

引き続き、適正な排泄物処理及び有効利用のため適切な指導を行っていきます。

2-1-5 堆肥処理施設の維持管理指導（農林課）

（1）事業内容及び指標等

あらたに整備を必要とする農家はありませんので、今後は堆肥処理施設の適正な維持管理に努めます。

（2）実施状況

既に対象農家の整備が全て完了していますので、新規整備はありません。

（3）評価と今後の取り組み

堆肥処理施設の整備により、河川の汚濁防止や周囲への悪臭の軽減が図られましたので、今後は、その適正な維持管理の指導に努めます。

2-1-6 環境保全型農業の推進（農林課）

1 農業用廃プラスチック適正処理推進事業

(1) 事業内容及び指標等

農業用廃プラスチックは、産業廃棄物として取り扱われ、農業者が自らの責任において適性に処理することが法律で義務付けられていますが、一般的に農業者は他産業と比較して零細であり、さらには個々の排出量が少ない上、その発生場所が広く分散していることから、農業者個々の努力のみでは適正処理が困難な状況にありました。そこで、平成11年度に関係機関で組織する「滝沢村農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」を組織し、環境に配慮したリサイクル処理を原則とし、適正に回収処理を実施してきましたが、農家の利便性を考慮し、平成17年10月から清掃センターでの受け入れを行うことになったため、これを機に協議会は解散しました。

市では、農業者が農業用廃プラスチックを清掃センターへ持ち込む際に必要となる専用のマグネットシート（産業廃棄物を運搬する車両表示）の貸し出しを行っています。（JA新いわてでは、組合員を対象に貸し出しを行っています。）

市内農家から排出される農業用廃プラスチックの適正処理を図り、農村環境の保全と産業廃棄物の適正処理を図ることを目標にしています。

(2) 実施状況

農業用廃プラスチック処理状況

(単位：kg)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
塩化ビニール系	6,080	3,100	1,810	1,610	1,190	320	323
ポリエチレン系	62,870	68,220	72,260	67,000	69,390	92,990	67,260
農薬ビン	—	—	—	—	—	—	—
計	68,950	71,320	74,070	68,610	70,580	93,310	68,080

(3) 評価と今後の取り組み

農業用廃プラスチックの適正処理が図られ、清掃センターでの処理は、農家にとって利便性が高まりました。

2 環境保全型農業直接支払交付金事業（農林課）

（1）事業内容及び指標等

新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止及び生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、農業者等が地球温暖化防止を目的とした農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動を取り組む場合に交付金を交付することで支援を行います。

（2）実施状況

市では平成23年度から本事業を実施しており、現在では市内農業者2団体が、本交付金を活用しながら有機農業の取り組み（主作物について、化学肥料及び農薬を使用しない取組）を実施しています。

環境保全型農業直接支払交付金事業実施状況

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
交付金交付対象件数	1件	1件	1件	2件	2件	2件
交付金交付対象面積	742a	693a	774a	824a	328a	328a

（3）評価と今後の取り組み

国、県による政策指導のもと、本事業による意欲ある農業者への継続的支援体制を整備し、農業の持続的発展に寄与する環境保全型農業の普及拡大及び農村が持つ多面的機能の健全な発揮を目指していきます。

～ メモ ～

●環境保全型農業直接支払交付金の取組内容

- ・カバークロップの作付け
- ・炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用
- ・有機農業
- ・夏季の水田内ビオトープ（生き物緩衝地帯）の設置
- ・メダカ等魚類を保護する管理
- ・草生栽培
- ・冬季湛水管理

2-2 企業の環境対策の支援

2-2-1 事業所への啓発、指導の推進(環境課)

(1) 事業内容及び指標等

水質や大気の汚染及び悪臭等に関する公害や苦情が生じた場合は、監視や指導を行っていきます。

(2) 実施状況

公害については、事業者に対し、必要に応じて監視や指導を行っています。

たきざわ環境パートナー会議には、市民のほか、企業からも会議の活動に参加しています。

(3) 評価と今後の取り組み

公害等の防止及びたきざわ環境パートナー会議の活動支援に努めていきます。

2-3 自然と調和した観光の推進

2-3-1 自然環境の保全活動（商工観光課）

（1）事業内容及び指標等

滝沢市の観光には、岩手山や鞍掛山、春子谷地湿原などの自然資源、伝統行事のチャグチャグ馬コや山麓工房群などの文化的資源、この他農産物など多くの環境資源があります。特に自然資源は、観光客が多く訪れることにより荒廃する傾向にありますので、資源を守り育てることで地域の活性化につなげていきます。

（2）実施状況

春子谷地湿原の保全のため、自然保護指導員を設置し巡視を行うほか、オオハンゴンソウや西洋タンポポなどの外来種の駆除を実施しました。岩手山や鞍掛山は、たきざわ自然情報センターで自然資源の情報提供を行い、登山者のサポートを行いました。また、荒廃する登山道の修繕や過去に植樹した樹木周辺の刈払いを行いました。

（3）評価と今後の取り組み

自然による風化や多くの観光客が利用することにより荒廃する岩手山や鞍掛山登山道の修繕と環境整備を実施して、自然環境が保全されました。今後も登山道の修繕を実施するとともに、春子谷地湿原や岩手山麓に侵入が懸念されている特定外来種の駆除を実施し、在来種の保護を行い、滝沢市の豊かな観光資源を守り育て、地域の活性化を図っていきます。

第3節

ごみの減量を推進し、資源が循環するまち

3-1 ごみの減量とリサイクルの推進

3-1-1 ごみ減量の推進（滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容及び指標等

ごみの出ないライフスタイルへ転換していくためには、住民・事業者・市がそれぞれの役割を自覚し、自発的に取り組むとともに、お互いに連携しながらごみ減量を進めていくことが必要です。環境組合では、ごみ処理基本計画を策定しリサイクルの推進を図っています。

（2）実施状況

1人1日当たりのごみの排出量 (単位：g/人・日)

年度	H19	H25	H26	H27	H28
目標	881	815	800	800	800
実績	878	873	878	871	859

（3）評価と今後の取り組み

1人当たりのごみの排出量は、近年、横ばい傾向にあり、その実績値は目標値を超えて推移していることから、今後も引き続きごみ減量のためリサイクルを推進していきます。

また、この目標値は、平成19年度から平成28年度までの長期計画であるため、次期計画期間における計画数値の設定について精査していく必要があります。

3-1-2 集団資源回収活動の推進（滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容及び指標等

資源の有効利用に対する意識の高揚とごみ減量のために実施する資源の集団回収活動の促進を目的として、資源回収活動の実施団体に奨励金を交付します。

（2）実施状況

資源回収活動の実施団体に、奨励金を交付しました。

また、子ども会育成会や自治会等を対象として、事業の説明を実施し、資源回収活動の普及に努めました。

集団資源回収奨励金交付実績

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
登録団体数	132	130	129	130	127	127
実施団体数	130	128	127	126	118	123
実施回数	704	676	656	633	679	525
奨励金（円）	5,623,175	5,740,433	5,409,651	4,987,741	4,553,660	3,109,992
回収量（t）	996	1,088	995	907	822	621

集団資源回収量（自治会、子ども会等が資源物の取引業者へ引き渡した資源物）（単位：t）

品目	H23	H24	H25	H26	H27	H28
びん	18	19	17	15	13	12
金属類	67	48	54	53	50	35
古紙・古繊維類	909	1,017	922	838	758	574
その他雑びん類	2	4	2	1	1	0
合計	996	1,088	995	907	822	621

（3）評価と今後の取り組み

集団資源回収の登録団体数及び実施団体数は横ばいで推移しています。実績回数、奨励金及び回収量は、実施団体の奨励金の年間上限を5万円に設定したことから、平成28年度で2割強減少しました。

今後も、登録団体の活動状況を見ながら、奨励金の見直しを検討して行きます。

3-1-3 リサイクル率の向上（滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容及び指標等

ごみの減量と再利用、再資源化を推進するため、資源回収事業のほか、ストックヤードを設置する自治会等に対して補助事業を実施しています。

（2）実施状況

清掃センターに搬入されたごみから資源として再利用・再資源化できるものを回収し、リサイクルの向上を図りました。

また、地域でリサイクル活動に取り組みやすくするため、ストックヤードを設置する自治会等に対して補助事業を実施しました。平成28年度は1自治会、2施設に対して補助を実施しています。

ストックヤード設置実績

H18	3 自治会	3 施設
H19	5 自治会	5 施設
H20	2 自治会	2 施設
H21	3 自治会	3 施設
H22	2 自治会	2 施設
H23	1 自治会	1 施設
H24	1 自治会	2 施設
H25	2 自治会	2 施設
H26	1 自治体	1 施設
H27	1 自治体	1 施設
H28	1 自治体	2 施設
合計		24 施設

リサイクル率

(単位：t)

品目	H23	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ排出量 (a)	17,715	17,483	17,521	17,681	17,574	17,316
総ごみ排出量 (b) (a+③)	18,711	18,571	18,516	18,587	18,396	17,937
①資源回収物売 払い量	2,151	2,011	2,023	2,090	2,006	1,844
②スラグ・メタル売 払い量	2,056	1,738	1,839	2,006	2,611	1,951
③集団資源回収量	996	1,088	995	906	822	621
総資源化量 (c) (①+②+③)	5,203	4,837	4,857	5,002	5,439	4,416
リサイクル率 (c ÷ b) (%)	27.8	26.0	26.2	26.9	29.6	24.6

(3) 評価と今後の取り組み

集団資源回収量を含む総ごみ排出量、スラグ・メタル売払い量を含む総資源化量の減少などが影響し、リサイクル率が前年度と比較して5%減少しました。

ごみの減量と再利用、再資源化を推進するため、今後も事業を継続していくとともに、リサイクルを推進するための周知活動へも取り組んでいきます。

3-2 ごみの不適正な処理の禁止

3-2-1 地域清掃活動の推進（環境課）

(1) 事業内容及び指標等

各家庭や事業所において、日常の清掃では清潔を保持しにくい所を重点的に、地域ぐるみで清掃することにより、清潔で住みよい生活環境を築くことを目的として、「クリーンたきざわ運動」を実施しています。

(2) 実施状況

春の環境美化月間、秋の環境美化週間を設定し、地域での一斉清掃を実施しました。一斉清掃に使用のごみ袋を自治会等へ配布し、清掃により集められたごみの収集を実施しました。

また、この期間に実施された清掃のほか、ボランティアなどで清掃していただき、集められたごみの収集も実施しました。

「クリーンたきざわ運動」実施内容

	期間	実施内容
春の環境美化月間	5/6～6/5	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃清掃の行き届かない所の清掃 ・公園、道路側溝、河川等の清掃 ・ごみ集積所内と周辺の清掃強化
秋の環境美化週間	9/23～9/30	<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶等の回収や散乱防止の呼びかけ ・ごみの分別徹底 ・ポイ捨て防止の呼びかけ

地域清掃実績

(単位：人・回)

	H24	H25	H26	H27	H28
参加人数	20,243	19,971	20,260	20,440	19,711
実施回数	132	126	133	117	108

(3) 評価と今後の取り組み

参加人数や回数は、年毎に増減があるもののこの活動は、自治会を中心に定着してきており地域の環境美化に対する意識は高まっています。

今後も多くの住民が活動に参加できるよう周知に努めていきます。

3-2-2 ペットのフン害禁止の啓発（環境課）

（1）事業内容及び指標等

道路や公園などをペットのフン害から守るために、ペットフン害禁止の啓発に努めています。

（2）実施状況

希望する自治会等へ啓発用看板を配布し設置してもらうとともに、来庁者や狂犬病予防注射集団接種時にチラシを配布したり、広報への掲載を実施しました。

犬の飼い主の正しい飼育管理とモラルの向上を図るため、子犬を中心に犬の飼い方教室を開催しました。

（3）評価と今後の取り組み

今後も飼い主のモラルの維持・向上のために、機会を捉えて啓発活動を続けていきます。



犬の飼い方教室

3-2-3 ごみの野外焼却の禁止啓発（滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容及び指標等

野焼きや小型の焼却炉でのごみの焼却が、ダイオキシン発生の原因の大きな要因の一つとされています。このため、平成16年度から家庭ごみの野外焼却が禁止されました。ごみの野焼きの禁止啓発に努めます。

（2）実施状況

・広報及びホームページへの掲載

- ・チラシの配布
- ・広報ポスターの掲示
- ・個別指導

個別指導状況

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
件 数	6 件	6 件	5 件	3 件	4 件

(3) 評価と今後の取り組み

今後も引き続き、ごみの野焼き禁止を啓発していきます。

～ メモ ～

●ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をまとめてダイオキシン類と呼んでいます。呼吸や食物を通して人の体内に摂取されることにより、ホルモン攪乱、発ガン、催奇性など健康への影響が懸念される物質です。

※簡易な焼却炉や野外でのごみ焼却は、完全燃焼が難しいため、ダイオキシン類の発生を抑えることができません。このため、これらの焼却方法を禁止する「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」が平成13年に制定され、平成16年に規制が施行されました。

●違法な野焼きによる罰則

5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金が科せられます。
（廃棄物処理法第25条、第32条）

●火事を起こした時の罰則

重大な過失があった場合は、50万円以下の罰金が科せられます。
（刑法第116条）

3-2-4 不法投棄巡視員の配置（滝沢・雫石環境組合）

(1) 事業内容及び指標等

不法投棄の監視と、環境美化に対する意識の高揚を図ることを目的に、廃棄物対策巡視員を配置し、市内の巡視を実施します。

(2) 実施状況

市内巡回による不法投棄の巡視及び調査及び指導を実施しました。

ごみ集積所からの回収量及び通報件数

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
重量	2,870kg	4,100kg	6,050kg	3,420kg	1,780kg	3,870kg	3,780kg
警察への通報	0件	1件	0件	2件	1件	1件	0件

(3) 評価と今後の取り組み

例年、悪質なものは警察に通報するなど不適正処理の防止に努めていますが、ごみの不適正処理を止めさせるために、今後も継続して事業を展開していく必要があります。

～ メモ ～

不法投棄した場合、5年以下の懲役または1,000万円（法人には1億円まで）以下の罰金にするなど、厳しい罰則が設けられています。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条）

第4節

エネルギーの自給率を高め、豊かな自然エネルギーを活かすまち

4-1 エネルギーの地産地消

4-1-1 エネルギーの地産地消の取り組み

1 再生可能エネルギー利用の推進啓発（環境課）

（1）事業内容及び指標等

地球環境の現状について情報提供を行い、環境への負荷を減らすために、地球温暖化防止の啓発活動を行います。

（2）実施状況

広報への掲載等により機会を捉え、啓発に努めました。

■参考：岩手県ホームページ「温暖化・エネルギー」について

URL <http://www.pref.iwate.jp/kankyuu/seisaku/energy/index.html>

（3）評価と今後の取り組み

今後も啓発活動を展開していきたいと考えています。

～ メモ ～

●地球温暖化問題とは？

太陽から地球に降りそそぐ太陽光は、大気を通過して地表に到達し、地表面を温めます。一方、温められた地表面は、太陽光エネルギーを赤外線として宇宙空間へ向けて放射しますが、大気中には地表面から放射された赤外線を吸収する水蒸気や二酸化炭素、メタンなどの気体があるため、大気は赤外線を吸収して温まります。

このように大気中に赤外線を吸収する気体を「温室効果ガス」といい、このガスにより地表付近の大気が温められていることを「温室効果」といいます。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出され、温室効果ガスの大気中の濃度が高まり、宇宙空間への赤外線放射が妨げられると、地表付近の温度は上昇します。この温度上昇が気候の変動を引き起こし、異常気象の多発など様々な影響を及ぼし始めています。

2 木質バイオマスエネルギーと太陽光エネルギーの活用推進啓発（環境課）

（1）事業内容及び指標等

森林の保全整備のために木質バイオマスエネルギーの有効活用と CO₂ を排出しない太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入について推進と啓発を行います。

（2）実施状況

防災拠点の充実化を図るために、市内の小中学校及び交流拠点複合施設に太陽光発電システム、蓄電池、地中熱設備が稼働しました。

（3）評価と今後の取り組み

今後も、再生可能エネルギーの活用に努め、推進と啓発を行っていきます。

4-2 省エネルギーのすすめ

4-2-1 省エネルギーの取り組み

1 省エネルギーの啓発（環境課）

（1）事業内容及び指標等

エネルギー消費によっておこる温室効果ガスの発生の問題や、原油などのエネルギーに利用される資源には限りがあることから、エネルギーの有効利用などについての教育に取り組みます。

（2）実施状況

広報等で夏と冬における省エネルギーのすすめについて掲載するなどの啓発を行いました。

また、平成28年度滝沢市環境フォーラムでは、国の省エネルギーセンターから講師を招き「省エネ・節電説明会」を開催し、効果的な省エネ・節電の方法について啓発をしました。

（3）評価と今後の取り組み

今後も、省エネルギーの取り組みについて、啓発に努めていきます。

2 公共交通機関の利用促進（都市計画課）

（1）事業内容及び指標等

市内4駅の駐輪場、3駅の駅前広場、2駅のパークアンドライド駐車場の適正管理を行い利用環境の向上や鉄道とバスの乗り継ぎ切符及び花輪線利用促進協議会の活動を通じて利用促進を図りました。

また市役所及び市内の事業所と共に「かしこい交通ライフ」チャレンジウィークに取り組みました。

(2) 実施状況

項目	H25	H26	H27	H28
放置自転車撤去数(年)	93台	60台	27台	42台
かしこい交通ライフ取組 実績	16事業所	19事業所	10事業所	6事業所
	3,400人	3,586人	3,500人	2,624人
鉄道利用者数(1日平均)	6,164人	6,119人	6,049人	5,971人

(3) 評価と今後の取り組み

各事業の実施により一定の効果があつたと思われ、今後も各取り組みを継続して行い、公共交通の利用促進を図っていきます。

3 たきざわエコオフィス計画の推進(環境課)

(1) 事業内容及び指標等

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、地方公共団体が自らの事務事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画を策定しました。

市の公共施設(学校含み、滝沢・雫石環境組合組合及び盛岡地区衛生処理組合を除く。)を対象としており、平成25年度の実績を基に平成29年度にCO₂を3%削減することとしています。

計画の推進及び評価については、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを運用しています。

(2) 実施状況

項目	H26			H27			CO ₂ 排出量 H26との 比較
	実績値	CO ₂ 排出 係数	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	実績値	CO ₂ 排出 係数	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	
電気(kWh)	6,267,430	0.591	3,704,051	6,113,528	0.571	3,490,824	-213,227
灯油(%)	148,377	2.5	370,943	137,871	2.5	344,678	-26,265
A重油(%)	353,989	2.7	955,770	348,371	2.7	940,602	-15,168
ガソリン(%)	42,167	2.3	96,984	45,101	2.3	103,732	6,748
軽油(%)	27,034	2.6	70,288	23,547	2.6	61,222	-9,066

環境目標 第4節

廃棄物 (kg)	65,067	0.34	22,123	63,173	0.34	21,479	-644
合計			5,220,159			4,962,537	-257,622

項 目	H28			C02 排出量
	実績値	C02 排出係数	C02 排出量 (kg-C02)	H27 との比較
電気 (kWh)	6,058,540	0.571	3,459,426	-31,398
灯油 (㍓)	156,801	2.5	392,003	47,325
A 重油 (㍓)	295,674	2.7	798,320	-142,282
ガソリン (㍓)	42,042	2.3	96,697	-7,035
軽油 (㍓)	26,241	2.6	68,227	7,005
廃棄物 (kg)	62,319	0.34	21,188	-291
合計			4,835,861	-126,676

(CO₂ 排出量 = 実績値 × CO₂ 排出係数) (小数点以下四捨五入)

※廃棄物は、小中学校を除く。

※排出係数に関する出典

- ・環境省「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン (試案 ver1.6)
- ・環境省「(家庭からの二酸化炭素排出量算定用)排出係数一覧」

(3) 評価と今後の取り組み

市の事務事業全部を対象として、全職員が省エネ活動を行っています。

平成28年度は、施設及び各担当課全体で省エネ活動を推進した結果、電気、重油、ガソリンが減少しました。また、平成26年5月から市庁舎で太陽光発電を開始し、電力の一部を供給しています。

灯油の増加は、小中学校での暖房使用による増加です。軽油の増加は、業務量の増減によるものです。運転時は、エコドライブを心掛けています。

第5節

誰もが安全で健康に暮らせるまち

5-1 大気汚染の防止

5-1-1 大気汚染に関する情報収集と公開（環境課）

（1）事業内容及び指標等

健康に生き続け、清んだ空気を子孫に残す環境づくりを進めるために、大気汚染測定状況について情報収集と公開に努めます。

（2）実施状況

市独自の調査は行っていませんが、県が大気汚染防止法に基づき常時監視し、平成27年度は、県内11市1町の15測定局で調査を実施しています。市内では、常時観測地が菓子地内にあります。

測定内容

- ①二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質
- ②光化学オキシダント（O_x）
- ③微小粒子状物質（PM_{2.5}）

岩手県内の大気汚染の状況、PM_{2.5}や光化学オキシダントの注意報等の発令状況については、岩手県ホームページ「いわての大気環境」で1時間ごとの最新情報が確認できます。

また、PM_{2.5}の「注意喚起情報」、光化学オキシダントの「注意報発令情報」は、携帯電話で受信できます。

（3）評価と今後の取り組み

岩手県では、平成27年度の大気汚染状況を次のように公表しています。

- ①二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成した。
- ②光化学オキシダントについては、測定している5局全てで環境基準を達成しなかったが、人の健康被害（目、喉、頭の痛み等）を防止するための注意報の発令には至らなかった。
- ③微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、10局のうち2局で環境基準を達成しなかったが、人の健康被害【子ども、老人等の呼吸器障害等】を防止するための注意喚起の実施には至らなかった。

岩手県ホームページで、調査結果などを確認することができます。

■参考：岩手県ホームページ「大気に関すること」について

URL <http://www.pref.iwate.jp/kankyou/hozen/taiki/003092.html>

5-2 騒音、振動、悪臭の防止

5-2-1 騒音測定の実施

1 一般道（環境課）

(1) 事業内容及び指標等

滝沢市内の主要な道路に面する地域において、道路交通騒音の実態を現地調査によって把握することを目的とし、「騒音に係る環境基準」と「自動車騒音の要請限度」を目標数値とします。

調査地点一覧

地点No.	所在地	用途地域	対象道路
No.1	篠木黒畑地区	第2種住居地域	一般国道46号
No.2	篠木樋の口地区	第1種住居地域	主要地方道盛岡環状線
No.3	鶉飼諸葛川地区	第1種住居地域	一般県道盛岡滝沢線
No.4	巣子地区	準工業地域	一般国道4号
No.5	野沢地区	第1種住居地域	主要地方道盛岡環状線
No.6	葉の木沢山地区	第1種低層住居専用地域	市道巣子野沢線
No.7	穴口地区	第1種住居地域	市道第三土沢線
No.8	一本木地区	無指定	一般国道282号

(2) 実施状況

滝沢市内の主要な道路に面する地域のうち、8地点で騒音調査を実施しました。

環境目標 第5節

一般道の騒音レベルと環境基準等との比較

(単位：デシベル)

地点No.	所在地	時間帯	環境基準	要請限度	H27		H28	
No. 1	篠木黒畑地区 (国道 46 号)	昼	70	75	73	△	73	△
		夜	65	70	66	△	65	○
No. 2	篠木樋の口地区 (県道)	昼	70	75	64	○	65	○
		夜	65	70	59	○	58	○
No. 3	鶉飼諸葛川地区 (県道)	昼	70	75	68	○	68	○
		夜	65	70	61	○	60	○
No. 4	巣子地区 (国道 4 号)	昼	70	75	63	○	64	○
		夜	65	70	59	○	59	○
No. 5	野沢地区 (県道)	昼	70	75	66	○	65	○
		夜	65	70	58	○	57	○
No. 6	葉の木沢山地区 (市道)	昼	60	70	63	△	63	△
		夜	55	65	57	△	58	△
No. 7	穴口地区 (市道)	昼	65	75	68	△	66	△
		夜	60	70	61	△	59	○
No. 8	滝沢字一本木地区 (国道 282 号)	昼	70	75	72	△	72	△
		夜	65	70	67	△	67	△

※注1 ○ ⇒ 環境基準達成

△ ⇒ 環境基準非達成かつ要請限度達成

× ⇒ 両基準・限度とも非達成

※注2 測定時間 昼 6:00~22:00、夜 22:00~6:00

観測時間中 10 分間の測定を 6 回行う。

(3) 評価と今後の取り組み

測定を行った 8 地点のうち、昼間と夜間の両時間帯とも、環境基準値以下であった地点は、2 地点 (No. 7、No. 8) でした。

騒音レベルの経年変化をみると、No. 4 地点では道路の拡幅工事が完了し、道路端から騒音計までの距離が増え、過年度における騒音レベルに比べて 10 デシベル以上低下しています。その他の地点は、過年度における騒音レベルと同程度の値を示しました。



NO.7 穴口地区



NO.8 一本木地区

～ メモ ～

●音の大きさと影響の目安（デシベル）

- ・ 60 デシベル…静かな乗用車の中や普通の会話の音で、睡眠への影響が生じます。
- ・ 70 デシベル…騒々しい事務所や電話のベルの音で、計算力が低下します。
- ・ 80 デシベル…地下鉄の車内の音で、集中力が低下します。
- ・ 90 デシベル…騒々しい工場の中の音で、作業量が減少します。

●環境基準とは

環境基本法第16条第1項（騒音の環境基準）に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましいとされた騒音レベルのことです。

●要請限度とは

要請限度とは、騒音規制法に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請することができる騒音レベルのことです。

2 高速道（環境課）

(1) 事業内容及び指標等

滝沢市内の高速道路沿道付近における環境騒音の実態を把握するために、騒音調査等を行うものです。「騒音に係る環境基準（昼間 70 デシベル、夜間 65 デシベル）」を目標数値とします。

(2) 実施状況

滝沢市内の高速道路近傍の民家4地点で騒音調査のデータ収集を行いました。

高速道路の騒音レベルと環境基準との比較 (単位：デシベル)

地点No.	所在地	時間帯	環境基準値	H27		H28	
No. 1	滝沢市中村	昼	70	63	○	63	○
		夜	65	60	○	58	○
No. 2	滝沢市湯舟沢	昼	70	62	○	59	○
		夜	65	57	○	54	○
No. 3	滝沢市菓子	昼	70	61	○	61	○
		夜	65	58	○	57	○
No. 4	滝沢市後	昼	70	60	○	59	○
		夜	65	58	○	57	○

※注1 ○ ⇒ 環境基準達成

× ⇒ 環境基準非達成

※注2 測定時間

昼 6:00~22:00、夜 22:00~6:00

(3) 評価と今後の取り組み

測定を行ったすべての地点で、昼間と夜間の両時間帯とも、環境基準を達成しましたが、今後も、高速道路交通騒音の実態を把握するために、現地調査による騒音調査を実施していく必要があると考えます。

3 新幹線（環境課）

(1) 事業内容及び指標等

滝沢市内の新幹線騒音の実態を総括的に把握することを目的に、平成14年12月八戸新幹線開業を受け、平成15年度から調査を実施しています。「新幹線鉄道騒音環境基準」を目標数値とします。

(2) 実施状況

新幹線騒音については、調査開始以来調査結果に大きな変動はありませんでした。車両改良等により、今後も騒音レベルが増加することはないと思われるため、今年度は調査を実施しませんでした。

新幹線の騒音レベルと基準値との比較 (単位：デシベル、平成27年度の結果)

地点No.	所在地	用途地域	基準値	H26		H27	
No.1	滝沢市葉の木沢山地内	第1種住居地域	70以下	70	○	71	×
No.2	滝沢市大崎地内	無指定	75以下	69	○	69	○

※注 ○ ⇒ 環境基準達成
 × ⇒ 環境基準非達成

(3) 評価と今後の取り組み

現在、東日本旅客鉄道(株)では、新幹線の騒音防止に関する技術の開発・諸施策の実施を推進し、整備・車両の改善などの対策を積極的に実施しています。

また、新幹線騒音に対する苦情も寄せられていないことから、昨年度で調査を休止します。今後は、周辺状況に大きな変化があった場合、騒音調査を検討します。



新幹線騒音 調査地点(平成27年度)

～ メモ ～

●基準値とは？

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく基準で、前身の公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づいて、昭和50年に生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として定められたものです。（昭和50年環境省告示46号）

5-3 水質汚濁の防止

5-3-1 河川の水質調査の実施（環境課）

（1）事業内容及び指標等

滝沢市内の河川等において、水環境の実態を把握するために水質調査を行っています。

水浴びのできるきれいな水の保全と水質汚濁の防止に努めるため、河川の生活環境の保全に関する環境基準のA類型（水道2級、水産1級、水浴）の環境基準を目標とします。

（2）実施状況

生活環境の保全に関する項目（10項目）について、6河川9地点、夏と冬に1回計2回の調査を実施しました。

河川水質調査 調査地点

No.	地点名	場 所
1	越前堰下流	滝沢市大釜高森地内
2	金沢川下流	滝沢市中鵜飼地内
3	市兵衛川下流	滝沢市土沢地内
4	諸葛川下流	滝沢市諸葛川地内
5	木賊川上流	滝沢市柳沢地内
6	木賊川下流	滝沢市穴口地内
7	巣子川上流	滝沢市狼久保地内
8	巣子川下流	滝沢市巣子地内
9	巣子川中流	滝沢市巣子地内

分析項目及び数量

分析項目		地点数	回数	検体数
生活環境の保全移 に関する項目	水素イオン濃度（pH）	9	2	18
	生物化学的酸素要求量（BOD）	9	2	18
	浮遊物質（SS）	9	2	18
	溶存酸素量（DO）	9	2	18
	大腸菌群数	9	2	18

環境目標 第5節

	化学的酸素要求量 (COD)	9	2	18
	ノルマルヘキサン抽出物質	9	2	18
	全窒素 (T-N)	9	2	18
	全燐 (T-P)	9	2	18
	全亜鉛 (T-Zn)	9	2	18
その他	色度	9	2	18
	濁度	9	2	18

夏期水質分析結果

採取日：平成 28 年 8 月 25 日

調査地点 分析項目	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	環境基準 A類型
	pH (-)	7.7	7.5	7.1	7.4	7.6	7.5	7.5	7.2	
BOD (mg/L)	<0.5	<0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	2以下
SS (mg/L)	2	6	9	5	3	5	<1	5	3	25以下
DO (mg/L)	10	10	10	10	9.0	10	9.8	9.6	10	7.5以上
大腸菌群数 (MPN/100mL)	3300	4900	22000	3300	3300	17000	2400	33000	17000	1000 以下
COD (mg/L)	2.0	2.8	3.1	2.8	2.7	2.4	1.3	2.4	2.5	
ノルマルヘキ サン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
全窒素 (mg/L)	1.0	0.64	0.72	1.2	0.95	1.9	2.0	1.6	1.5	
全燐 (mg/L)	0.040	0.023	0.025	0.033	0.011	0.024	0.034	0.059	0.028	
全亜鉛 (mg/L)	0.002	<0.001	0.002	0.002	0.004	0.001	0.002	0.003	0.004	
色度 (度)	3.1	3.1	3.2	2.9	2.8	3.0	1.9	2.2	2.3	
濁度 (度)	2.0	2.5	3.4	2.4	1.6	2.7	0.5	2.4	2.0	

冬期水質分析結果

採取日：平成 29 年 1 月 25 日

調査地点 分析項目	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	環境基準 A類型
pH (-)	7.8	7.7	7.4	7.8	7.6	7.8	7.8	7.9	7.7	6.5～8.5
BOD (mg/L)	1.1	1.0	1.6	0.8	0.8	1.0	0.9	0.7	1.0	2以下
SS (mg/L)	<1	<1	2	2	2	3	<1	<1	<1	25以下
DO (mg/L)	15	14	13	15	12	15	12	13	13	7.5以上
大腸菌群数 (MPN/100mL)	330	14000	4900	2700	1100	1300	2200	490	490	1000 以下
COD (mg/L)	1.3	1.4	1.9	1.5	1.7	1.9	1.9	1.4	1.5	
ノルマルヘキサ サン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
全窒素 (mg/L)	0.89	1.2	1.5	1.9	1.3	3.4	3.5	2.5	2.7	
全磷 (mg/L)	0.016	0.026	0.045	0.016	0.021	0.032	0.062	0.022	0.043	
全亜鉛 (mg/L)	0.001	<0.001	0.003	0.001	<0.001	0.001	0.007	0.001	0.002	
色度 (度)	2.0	2.3	5.8	3.6	2.2	2.8	3.2	3.1	2.8	
濁度 (度)	0.8	0.5	2.1	1.4	0.9	1.6	0.8	0.9	0.7	

(3) 評価と今後の取り組み

夏期及び冬期ともに大腸菌群数が環境基準を達成しませんでしたでしたが、そのほかは、A類型の環境基準を達成しています。

～メモ～

河川の生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	基準値					利用目的の適応性
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下	水道1級 自然環境保全
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1000MPN/100mL 以下	水道2級 水産1級 水浴
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5000MPN/100mL 以下	水道3級 水産2級
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	水産3級 工業用水1級
D	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	工業用水2級 農業用水
E	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—	工業用水3級 環境保全

5-3-2 公共下水道・合併処理浄化槽の整備促進（下水道課）

(1) 事業内容及び指標等

公共用水域の水質の改善のために、下水道整備と浄化槽の普及に努めます。

(2) 実施状況

昭和58年度から公共下水道の供用を開始しました。現在、小岩井地区での工事

を進めています。また、平成5年度から始まった滝沢南地区での農業集落排水は、公共下水道に統合しました。

(3) 評価と今後の取り組み

平成元年から浄化槽設置整備事業を開始し普及に努め、これらを合わせると、汚水処理人口普及率は約83%となっています。

滝沢市の汚水処理実施計画において、平成32年度の目標値は85%としており、今後も引き続き、効率的な整備を促進していきます。

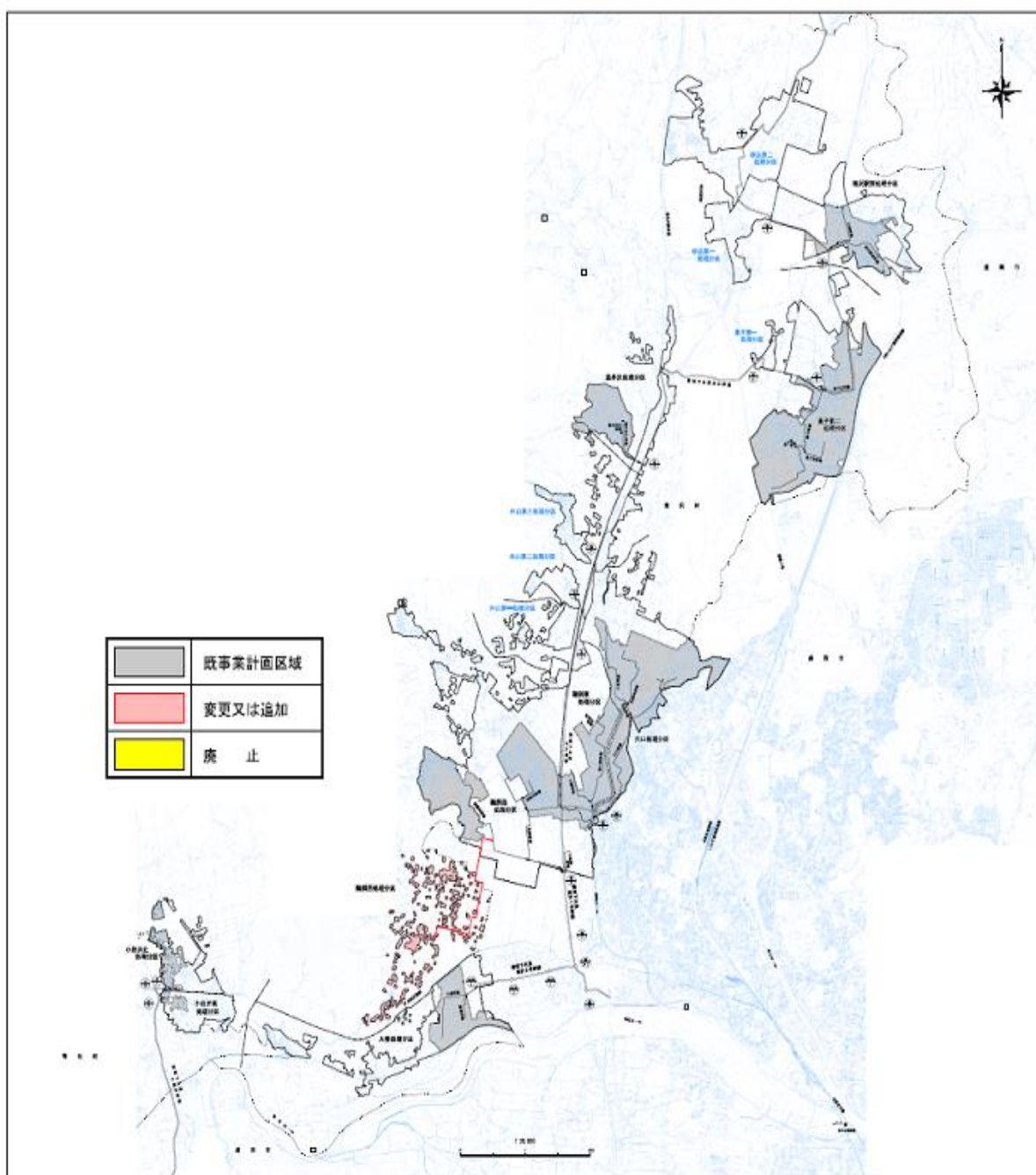
小岩井地区の工事進捗状況は、58%であり、平成31年度完成を目指しています。

汚水処理人口普及率・水洗化率

		H25	H26	H27	H28
年度末人口		55,063人	55,058人	55,069人	55,113人
下水道	人口普及率	62.1%	61.7%	64.6%	66.4%
	水洗化率	92.3%	93.5%	93.6%	96.2%
農集排	人口普及率	1.8%	1.7%	下水道統合	-
	水洗化率	91.2%	90.9%	下水道統合	-
浄化槽	人口普及率	15.9%	16.6%	16.8%	17.2%
計	人口普及率	79.8%	80.0%	81.4%	83.6%

※人口普及率：行政人口に対する水洗化可能人口の割合

※水洗化率：水洗化可能人口に対する水洗化人口の割合



滝沢公共下水道事業計画一般平面図

5-4 土壤汚染の防止（滝沢・雫石環境組合）

5-4-1 土壤汚染に関する情報収集と公開

(1) 事業内容及び指標等

安全な生活環境や農作物への汚染を未然に防止し、安心して暮らせる環境づくりのため、清掃センター周辺における土壤のダイオキシン類濃度調査を実施しました。また、ごみの野外焼却防止のため啓発を行います。

(2) 実施状況

清掃センター周辺10か所を1年5か所ずつ、土壤のダイオキシン類濃度調査を行いました。

ごみの野外焼却防止については、広報、ホームページに掲載し、啓発に努めました。

清掃センター周辺の土壤のダイオキシン類濃度調査結果

(単位：pg-TEQ/g)

No.	場 所	H25	H26	H27	H28
1	最終処分場付近	11.0	—	6.3	—
2	柳沢小中学校付近	4.1	—	4.9	—
3	柳沢上郷集落センター付近	—	2.5	—	2.8
4	農道上郷2号沿い	3.1	—	3.5	—
5	柳沢低区浄水場付近1	—	1.9	—	1.9
6	柳沢低区浄水場付近2	—	2.3	—	5.6
7	柳沢低区浄水場付近3	4.8	—	9.0	—
8	旧柳沢児童館付近	—	5.5	—	11.0
9	柳沢保育園付近	6.9	—	6.7	—
10	市道柳沢上郷1号線沿い	—	2.8	—	3.7
環境基準値		1,000			

(3) 評価と今後の取り組み

清掃センター周辺の土壤のダイオキシン類濃度調査結果については、環境基準を大幅に下回っています。今後も引き続き、監視を行うとともにごみの野外焼却防止のため啓発に努めていきます。

5-5 有害化学物質による汚染の未然防止

5-5-1 有害化学物質に関する情報収集と公開（環境課）

（1）事業内容及び指標等

有害化学物質の情報提供と使用の抑制を図り、環境に負荷を与えないための学習を進めます。

（2）実施状況

岩手県では、アスベスト使用調査を行い、把握、管理しています。

（3）評価と今後の取り組み

岩手県では、東日本大震災被災地におけるアスベスト飛散の状況を把握するため、被災地区周辺等における大気環境中のアスベストの測定を実施しています。

測定の結果、基準を下回っており問題のないことを確認しました

■参考：岩手県ホームページ「アスベストに関する情報」について

URL <http://www.pref.iwate.jp/kankyou/hozen/taiki/003113.html>

5-6 酸性雨対策

5-6-1 酸性雨に関する情報収集と公開（環境課）

（1）事業内容及び指標等

酸性雨の原因と酸性雨がもたらす影響について理解を深めます。

（2）実施状況

市独自の調査は行っていませんが、県では継続して、昭和59年度から県内4か所で調査しています。（平成25年度から盛岡市の1地点で調査）

平成27年度におけるpHの平均は、盛岡市で4.9であり、過去10年間の変動の範囲（4.7～5.2）内でした。

（3）評価と今後の取り組み

県の調査によると酸性雨の事実があり、一定量以上の酸性物質の負荷の集積によって急激な影響が発生する可能性があることから、県は長期的なモニタリングを継続することとしています。

市民のなかには、酸性雨調査を継続して行っている方もあり、今後も情報交換を継続していくこととしています。

■参考：岩手県ホームページ「大気に関すること」について

URL <http://www.pref.iwate.jp/kankyou/hozen/taiki/003092.html>

■参考：環境省ホームページ「酸性雨対策調査」について

URL <http://www.env.go.jp/air/acidrain/index.html>

■気象庁ホームページ「降水の酸性度」について

URL <http://www.data.jma.go.jp/gmd/env/acid/>

～ メモ ～

●酸性雨とは

酸性雨の原因は、化石燃料の燃焼（人為起源）や火山活動（自然起源）などにより放出される二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NO_x）です。これらのガスは、大気中で光化学反応などの化学変化を起こし、硫酸や硝酸となって降水に溶け込み、酸性雨となります。物質の酸性、アルカリ性の度合いの指標として、一般に水素イオン濃度指数（pH）が用いられており、降水に大気中の二酸化炭素が十分に溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、pH5.6が酸性雨の一つの目安となります。

pHは酸性度を表し、値の範囲が0～14です。7が中性でそれ以下が酸性、7以上がアルカリ性です。値が低いほど酸性度が高いということになっています。

5-7 原発事故にかかる放射線量測定

5-7-1 放射線量測定に関する情報収集と公開（環境課）

(1) 事業内容及び指標等

平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質の拡散が懸念されたため、市では定期的に放射線量の測定を行っています。

(2) 実施状況

課名	実施事業名	実施内容	結果
児童福祉課	保育所等空中放射線量測定	平成28年5月、11月に小中学校、保育所、保育園、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ及び希望のあった認可外保育施設（除染箇所を含む）の定点調査を実施した。地表面から50cmの位置での1時間当たり線量は0.02～0.09 μ Svであった。	地表面から50cmの位置での0.02～0.09 μ Sv/時（5月）、0.02～0.09 μ Sv/時（11月）
	保育所給食食材放射能測定検査	希望する保育園及び幼稚園が、学校給食センターに配置した測定機器を使用して給食食材の放射能を測定検査しました。	不検出
学校教育指導課	市内教育施設等の除染箇所放射線量測定	平成23年度に除染を実施したふじなでこ幼稚園園舎南側側溝及び除染土埋設地点の測定を行った。実施日は平成28年5月12日、11月2日	0.03～0.08 μ Sv/時
	市立小中学校等環境放射線量測定	市立小・中学校、並びに測定を希望する私立幼稚園の放射線量測定を行った。（児童福祉課とともに保育園・学童保育クラブも実施）実施日は、平成28年5月12日～13日および10月31日～11月2日	0.03～0.08 μ Sv/時
学校給食センター	学校給食等の食材の放射性物質濃度検査	学校給食食材を中心に次のとおり実施 ○平成28年度測定回数合計 77回 ①地場農産物 39回 ②給食1食分 37回 ③保育園 1回 ④その他（他課等） 0回	全て不検出（不検出もしくは検出限界濃度未満）

環境目標 第5節

スポーツ 推進課	公共施設の空中放射 線量測定	年1回の定点調査。測定場所は、総合公園内各 体育施設、小岩井運動場、大釜運動場、勤労者 体育センター、東部テニスコート。	0.03～0.08 μ Sv/ 時
水道整備課	浄水汚泥放射性物質 測定	浄水汚泥の処分に伴う放射性物質濃度測定 (3月)	不検出
	水質検査(放射性物 質)	放射性セシウム濃度測定(河川を水源とする浄 水場の浄水及び原水:年4回、地下水源の原水: 年1回)	不検出
簡易水道室	水道水源水調査	簡易水道水源水の放射性物質の測定を実施し た。 検査項目は、放射性ヨウ素、放射性セシウム 測定箇所は、大湧口の湧水箇所とし7月に実施 した。	不検出
環 境 課	市内公共施設の地上 付近の放射線量調査	市内公共施設9箇所の地表面から50cmの放射 線量を年2回測定した。	測定結果:0.02～ 0.05 μ Sv/h

※【放射線について人の安全に関する基準】

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成24年1月施行)により、通常の生活環境における放射能汚染の基準は「1時間0.23 μ Sv(原発放射線年1m Svに相当)」とされました。

(3) 評価と今後の取り組み

平成28年度実績は、平成27年度の測定数値と変わりなく、健康に影響をあたえるレベルではない結果となりましたが、今後も継続して測定を行います。

現在、各担当課で実施している測定において、測定数値に変動がない、もしくは低減傾向にある測定箇所については、近接箇所の測定数値を参考にとし、測定箇所数の見直しを行っていきます。

5-8 その他の公害の未然防止

5-8-1 電磁波・低周波に関する情報収集と公開（環境課）

（1）事業内容及び指標等

電磁波、低周波について、情報収集を行い、電波塔等の建設にかかる情報があった場合は、施工主、もしくは施工業者に対し住民説明を行うよう指導を行っています。

（2）実施状況

電波塔の改修について16件の報告がありましたが、全て自治会へ報告し、求めに応じて住民説明会を開催しています。

低周波については、苦情はありませんでした。

（3）評価と今後の取り組み

今後も、引き続き情報の把握に努め、住民の理解を得て事業を進めるよう業者を指導していきます。

5-8-2 滝沢市ラジオメディカルセンター放射線監視委員会による監視（環境課）

（1）事業内容及び指標等

昭和63年に日本アイソトープ協会が滝沢市で操業を開始して以来、ラジオメディカルセンター放射線監視委員会を設置して検討評価を行っています。同委員会では、毎年度、環境放射能測定基本計画を策定し測定を実施しています。

（2）実施状況

次の測定項目について測定を行いました。

ア RMCから出される排気、排水に含まれる放射能濃度

イ 大気中に含まれる環境放射能の測定（RMC入り口付近の空間線量率とRMC周辺9地点、鶴飼地区1地点の空間積算線量）

ウ 環境試料別の測定（RMC周辺と鶴飼地区から採取した土壌、河底土、牧草、玄米、河川水、水道水、牛乳の7種類、合計38検体についての放射能濃度）

（3）評価と今後の取り組み

これらの測定結果について、同委員会で検討評価を行ったところ、全て検出限界値未満でした。測定を開始した昭和63年度以降の結果と同様に、自然環境への影

響はなかったとの結論に達しています。

今後も、同委員会において策定された環境放射能測定基本計画に基づき、測定を実施していきます。

■参考：公益社団法人日本アイソトープ協会ホームページ

URL <http://www.jrias.or.jp/index.html>

5-8-3 PRTR 法に基づく届出状況に関する情報収集と公開（環境課）

（1）事業内容及び指標等

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを化学物質排出移動量届出制度に基づき把握します。

この届出制度は、事業者が有害性のある化学物質について大気、水、土壌への排出量及び廃棄物を、自ら把握し報告するシステムで、事業者に化学物質の自主的な管理を促し、環境の保全上の支障を未然に防止する有効な手段となっています。

（2）実施状況

市独自の調査は行っていませんが、県では継続的に行っています。

有害化学物質は、462物質、うち特定第一種指定化学物質は、15物質、また、業種は24業種となっています。

（3）評価と今後の取り組み

環境に多く排出されているPRTR対象物質について、把握に努めるとともに、県では、化学物質排出量が多い事業所を把握し、必要に応じて個別に排出量を削減、改善するよう助言・指導を行うこととしています。

■参考：岩手県ホームページ「PRTRインフォメーション」について

URL <http://www.pref.iwate.jp/kankyou/hozen/kagakubusshitsu/003058.html>

～ メモ ～

●PRTR法とは？

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」のことです。

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握集計し、公表する仕組みについて規定されています。

5-8-4 清掃センター関連施設調査

1 焼却施設及び最終処分場水質等調査（滝沢・雫石環境組合）

ごみ焼却施設等の運営にあたり、施設敷地内や周辺に対する公害など環境への影響を未然に防止するために、各種調査を行うものです。

（1）事業内容及び指標等

①焼却施設大気調査

清掃センター1号炉、2号炉それぞれについて、排ガス等のダイオキシン類測定とばい煙測定を実施します。

②最終処分場水質調査

最終処分場関連の水質検査として、原水と放流水、放流先河川、地下水の水質検査を実施します。

（2）実施状況

①焼却施設大気調査

清掃センター1号炉、2号炉それぞれについて、排ガス等のダイオキシン類測定を年1回、ばい煙測定を年2回実施しました。

排ガス中のダイオキシン類測定結果

		H27		H28	
		1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
排ガス (ng-TEQ/m ³)	測定値	0.0120	0.0038	0.014	0.0017
	法基準値	1			
	公害防止協定値	0.1			
飛灰 (ng-TEQ/g-dry)	測定値	0.51	0.71	1.2	0.56
	法基準値	3			
	公害防止協定値	協定には含まれていません			

ばい煙測定結果（平成28年度実施分）

			1号炉		2号炉	
			1回目	2回目	1回目	2回目
ばいじん(ダスト濃度) (g/m ³ N)	測定値		0.001	0.001	0.003	0.001
	法基準値		0.08			
	公害防止協定値		0.02			
硫黄 酸化物	排出量 (m ³ N/h)	測定値	0.018	0.02	0.0046	0.096
	濃度 (volppm)	測定値	1.6	1.6	0.27	7.8
窒素酸化物濃度 (volppm)	測定値		50	48	30	54
	法基準値		250			
	公害防止協定値		100			
塩化水素 (volppm)	測定値		3.8	5.8	4	14
	法基準値		700			
	公害防止協定値		50			



②最終処分場水質調査

最終処分場内原水の水質について、43項目、年1回の調査を実施しました。

最終処分場からの放流水について7項目年12回、37項目年1回の調査を実施しました。

また、最終処分場からの放流先の上流・下流の水質について、8項目年1回の調査を実施、最終処分場の上流側、下流側の地下水について、2項目年12回、28項目年1回の調査を実施しました。

清掃センター最終処分場の放流水調査結果（平成28年度実施分）

	pH	SS (mg/L)	COD (mg/L)	BOD (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	窒素 (mg/L)	リン (mg/L)
基準値	5.8~8.6	200	160	160	3000	120	16
4月	6.8	1未満	2.5	0.7	30未満	3.1	0.05未満
5月	6.6	1未満	3.3	0.5	30未満	2.9	0.05未満
6月	6.9	1未満	7.7	0.6	30未満	7.5	0.05未満
7月	7.1	1未満	3.4	0.5未満	72	7.7	0.07
8月	7.0	2	6.5	0.5未満	30未満	4.1	0.05未満
9月	7.2	3	4.0	0.5未満	30未満	6.8	0.07
10月	7.0	1未満	3.1	0.9	30未満	4.5	0.05未満
11月	7.2	1未満	6.7	0.5未満	120	6.4	0.05未満
12月	7.3	3	8.0	0.5	30未満	5.5	0.11
1月	7.3	2	5.0	1.3	30未満	9.6	0.05未満
2月	7.3	4	5.7	0.8	30未満	7.2	0.05未満
3月	7.4	1未満	1.7	0.5未満	42	4.9	0.05未満

※注： pH=水素イオン濃度、SS=浮遊物質、COD=化学的酸素要求量、BOD=生物化学的酸素要求量

(3) 評価と今後の取り組み

①焼却施設大気調査

調査結果は、いずれも基準値以下で、周辺環境への影響が基準値以下であることが確認されています。今後も環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

②最終処分場水質調査

調査の結果、周辺環境への影響が基準値以下であることが確認されました。今後も環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

2 旧最終処分場水質等調査（環境課）

（1）事業内容及び指標等

平成19年度に使用を終了した後、平成21年9月には廃止基準を満たしたため、最終処分場の役目を終えている施設です。

現在は、掘削制限はあるものの、水質基準などの規制はありませんが、周辺環境の確認のため、地下水等を採取し水質調査を実施します。

（2）実施状況

旧最終処分場の周辺水、地下水等を採取し、環境変化がないかを確認しましたが、これまで周辺環境に影響を及ぼすような数値は検出されず安定していることから、昨年度で調査を休止しております。

（3）評価と今後の取り組み

調査の結果、旧最終処分場及びその周辺の環境は安定しており変化はありませんでした。

閉鎖して10年間の監視期限（平成21年9月）経過後においても継続調査してきましたが、周辺環境への影響が認められませんでしたので、平成27年度で調査を休止します。今後は、目視により周辺状況の監視を継続するとともに、必要と判断した場合、ダイオキシン類濃度調査を検討します。

旧最終処分場地周辺水（河川）水質調査（平成27年度結果）

計量項目	単位	基準値	H26.7		H27.7	
			上流	下流	上流	下流
水素イオン濃度 (pH)	—	5.8 以上 ～8.6 以下	7.1	7.7	7.4	7.7
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	mg/L	60 以下	3.3	0.5 未満	2.9	0.5 未満
浮遊物質 (SS)	mg/L	60 以下	11	1 未満	18	1 未満
大腸菌群数	MPN/100ml	3.0×10^3	240	1700	4900	490
全窒素	mg/L	120 以下	4.0	3.6	3.6	5.2
全燐	mg/L	16 以下	0.006	0.005	0.01	0.003

環境目標 第5節

n-ヘキサン抽出物質 (鉱油類)	mg/L	5	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
n-ヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	mg/L	30 以下	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
溶存酸素 (DO)	mg/L	—	5.7	9.3	2.9	13

旧最終処分場地下水ダイオキシン調査 (平成 27 年度結果)

計量項目	単位	H26.7		H27.7	
		上流	上流	上流	上流
Total (PCDD s +PCDF s) 実測濃度	pg/L	0.47	0.73	0.77	1.10
Total コプラナーPCB 実測濃度	pg/L	0.40	0.32	0.42	0.52
Total ダイオキシン類実測濃度	pg/L	0.87	1.0	1.20	1.60
Total ダイオキシン類毒性当量	pg-TEQ/L	0.0000066	0.0000054	0.0000078	0.0000099

廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により 10pg-TEQ/L

地下水等検査項目 (平成 27 年度結果)

	項目	単位	基準値	H26.7		H27.7	
				地下水 上流	地下水 下流	地下水 上流	地下水 下流
1	カドミウム	mg/L	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
3	鉛	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
4	六価クロム	mg/L	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
5	ヒ素	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	総水銀	mg/L	0.0005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
7	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出

環境目標 第5節

8	PCB	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
9	ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
10	四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
11	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満
12	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
13	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
14	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
15	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
16	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満
17	トリクロロエチレン	mg/L	0.03 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
20	チウラム	mg/L	0.006 以下	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満
21	シマジン	mg/L	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
22	チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
23	ベンゼン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
24	セレン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
25	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	10 以下	11※	3.1	11※	4.3

環境目標 第5節

26	ふっ素化合物	mg/L	0.8 以下	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
27	ほう素	mg/L	1 以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
28	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
29	過マンガン酸カリウム消費量	mg/L	-	0.7	4.2	1.3	3.1
30	塩素イオン	mg/L	-	11	13	11	14
31	電気伝導率	mS/m	-	26	17	29	22

※地下水の上流の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準値を超過しているが、上流のため旧最終処分場の影響は考えにくい。井戸より上流域の影響が大きい。

保有水（モニタリング井）水質検査結果（平成27年度結果）

	項目	単位	基準値	H26.7	H27.7
1	水素イオン濃度 (pH)	—	5.8 以上 8.6 以下	7.8	7.7
2	浮遊物質 (SS)	mg/L	60 以下	1 未満	1 未満
3	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	90 以下	0.5 未満	1.1
4	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	60 以下	0.5 未満	0.6
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	mg/L	30 以下	0.5 未満	0.5 未満
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	mg/L	5 以下	0.5 未満	0.5 未満
7	大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3000 以下	30 未満	3.0×10 未満
8	フェノール類含有量	mg/L	5 以下	0.02 未満	0.02 未満
9	銅及びその化合物	mg/L	3 以下	0.01 未満	0.01 未満
10	亜鉛及びその化合物	mg/L	2 以下	0.10	0.01 未満
11	鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/L	10 以下	0.1 未満	0.1 未満

環境目標 第5節

12	マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/L	10 以下	0.05 未満	0.05 未満
13	クロム含有量	mg/L	2 以下	0.005 未満	0.005 未満
14	窒素含有量	mg/L	120 (日間平均 60) 以下	10	0.08 未満
15	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.001 未満	0.00003 未満
16	シアン化合物	mg/L	1 以下	0.1 未満	0.1 未満
17	有機リン化合物	mg/L	1 以下	0.1 未満	0.1 未満
18	鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満
19	六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	0.005 未満	0.005 未満
20	砒素及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満
21	水銀及びアルキル水銀その 他の化合物	mg/L	0.005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
22	アルキル水銀化合物	mg/L	検出 されないこと	不検出	不検出
23	P C B (ポリ塩化ビフェニル)	mg/L	0.003 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
24	ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	0.002 未満	0.002 未満
25	四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	0.0002 未満	0.0002 未満
26	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	0.0004 未満	0.0004 未満
27	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2 以下	0.002 未満	0.002 未満
28	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	0.004 未満	0.004 未満
29	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
30	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	0.0006 未満	0.0006 未満
31	トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下	0.002 未満	0.001 未満
32	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
33	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	0.0002 未満	0.0002 未満
34	チウラム	mg/L	0.06 以下	0.0006 未満	0.0006 未満
35	シマジン	mg/L	0.03 以下	0.0003 未満	0.0003 未満
36	チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	0.0003 未満	0.0003 未満
37	ベンゼン	mg/L	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満
38	セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満
39	ほう素及びその化合物	mg/L	10 以下	0.1 未満	0.1 未満
40	ふっ素及びその化合物	mg/L	15 以下	0.08 未満	11
41	リン含有量	mg/L	16 (日間平均 8) 以下	0.02 未満	0.02 未満

環境目標 第5節

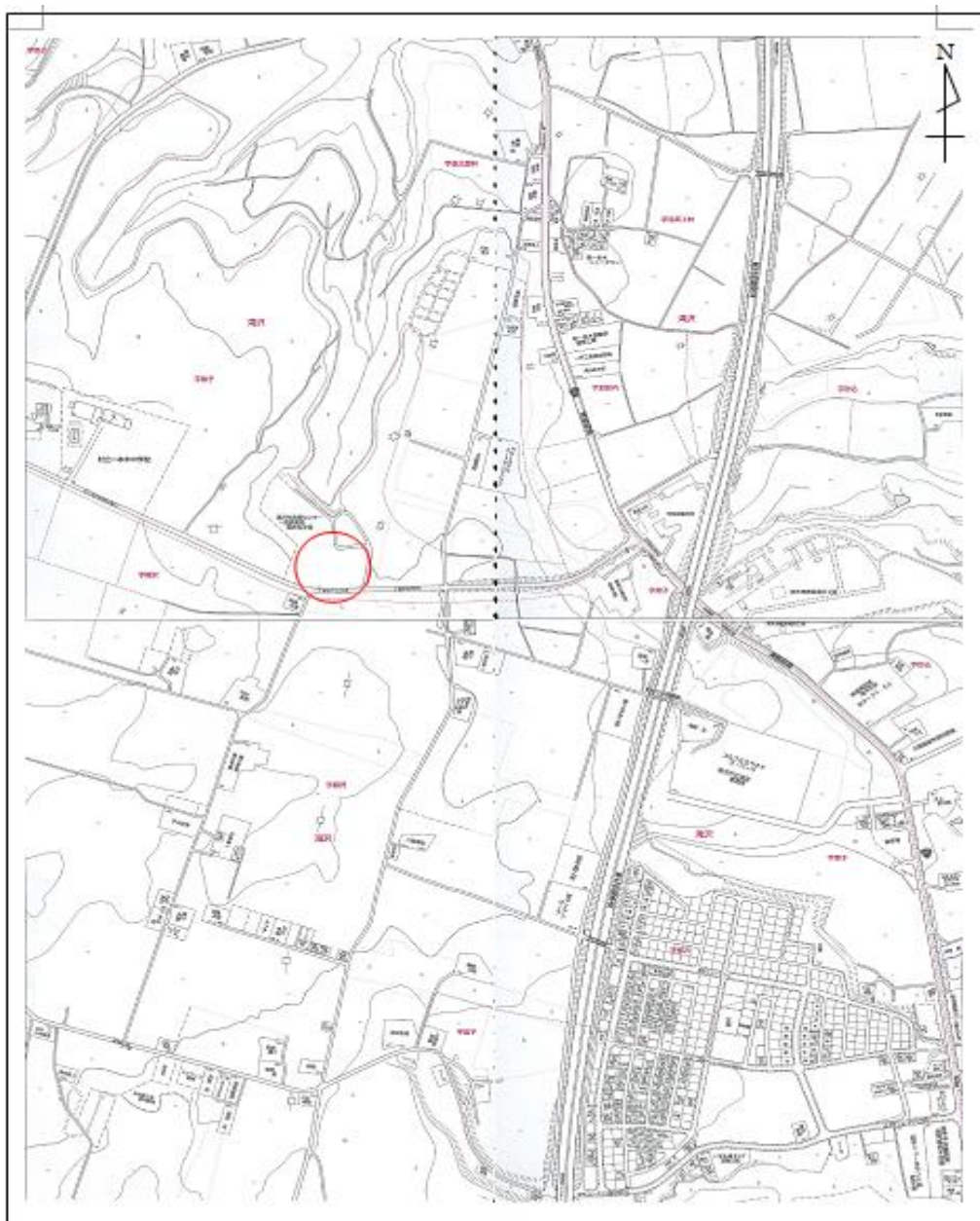
42	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100 以下	9.1	10
----	------------------------------	------	--------	-----	----

ガス濃度・温度調査 (平成 27 年度結果)

項目	基準	H26.7			H27.7		
		モニタリング井戸	上流井戸	下流井戸	モニタリング井戸	上流井戸	下流井戸
メタン (%)	5%以下	1.3	0.01 未満	0.01 未満	1.0	0.01 未満	0.01 未満
二酸化炭素 (%)	20%以下	0.05	0.04	0.05	7.0	1.0	1.3
アンモニア (ppm)	1~5ppm	1.6	0.3	0.4	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
硫化水素 (ppm)	1~2ppm	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満



測定深度	基準	測定温度					
外気温	埋立地内 部と周辺 の地中温 度差が摂 氏 20 度未 満	26.8	26.6	24.8	19.7	20.6	18.6
0m		26.0	23.6	22.2	21.0	18.6	19.8
1m		22.0	19.2	19.7	18.3	17.6	18.1
2m		18.0	15.2	16.0	24.0	16.0	15.2
3m		15.6	13.5	13.7	13.6	13.5	13.9
4m		14.4	11.9	12.3	13.3	12.8	12.4
5m		13.5	11.7	-	12.6	12.5	-
6m		13.0	11.8	-	12.6	12.4	-
7m		12.8	11.9	-	12.7	12.4	-
8m		12.6	12.0	-	12.8	12.5	-
9m		12.5	12.1	-	12.8	12.5	-
10m		-	-	-	13.2	12.6	-
11m		-	-	-	13.1	12.6	-
12m		-	-	-	13.1	12.7	-
13m		-	-	-	13.1	12.7	-
14m		-	-	-	-	-	-
15m	-	-	-	-	-	-	



旧最終処分場位置図

第6節

知り、学び、考え行動する人を育むまち

6-1 環境教育・学習の推進

6-1-1 環境学習の推進

1 総合学習の活用（学校教育指導課）

(1) 事業内容及び指標等

各学校では、理科、社会、家庭科、技術・家庭科等、すべての教育活動を通じて環境教育に取り組んでいます。特に、小学校の「総合的な学習の時間」においては、環境教育に係る地域や各学校の特色を生かした体験的な学習を推進しているところです。

(2) 実施状況

「総合的な学習の時間」を活用し、各学校で地域の外部講師等を招き、環境教育・環境学習の取組みを子どもたちが自主的に行いました。

市が予算面で支援した主な活動は次のとおりです。

「総合的な学習の時間」のうち市が予算面で支援した主な活動

	学校名	活動内容
1	篠木小学校	伝統芸能学習（田植え踊り）、米作り（苗見学、田植え、稲刈り、脱穀）、昔の暮らしについて調べよう（曲がり屋見学学習）
2	滝沢小学校	米米大作戦（田植え、稲刈り、脱穀、餅つき）、伝統さんさを引き継ごう
3	滝沢第二小学校	伝統芸能学習（滝沢さんさ）、からまつ文庫読み聞かせ
4	鶺鴒小学校	りんご博士になろう（花摘、摘果、袋かけ、袋取り、収穫）、米博士になろう（田植え、稲刈り、収穫祭）、伝統芸能学習（さんさ）
5	一本木小学校	そば作り（種まき、そば刈り、脱穀、そば打ち）
6	姥屋敷小学校	大豆の苗植え、大豆の脱穀、サツマイモ苗植え
7	柳沢小学校	米作り（田植え、稲刈り、脱穀）、そば作り（種まき、刈取り、そばの実はずし、そば打ち）、星空観察会、りんごについて調べよう、世界の様々な地域の様子（南極）、岩手山について学ぼう
8	滝沢東小学校	環境問題を考える、育てよう大豆、未来を見つめて、表現しよう伝統芸能（川前神楽）、からまつ文庫読み聞かせ

(3) 評価と今後の取り組み

環境教育については、理科、社会、家庭科、技術・家庭科等、すべての学校で教育課程に位置付けて取り組んでいます。行政としては各学校の環境教育充実のために「総合的な学習の時間推進事業」を継続して支援していきます。



滝沢小 米米大作戦（餅つき）



一本木小 そば作り（脱穀）

2 出前講座（生涯学習文化課）

(1) 事業内容及び指標等

出前講座は豊かで住みよいまちづくりを目指すために、市職員が市民の皆様に向いて講師を務め、滝沢市の仕事や将来について学びあう講座です。出前講座のメニュー内には環境学習に関するものが用意されており、環境学習の推進に役立てています。「環境学習のメニューを継続して用意すること」と「環境学習に関する出前講座メニューの利用を促進すること」が目標となっています。

(2) 実施状況

平成28年度は、環境学習に関する出前講座を1講座実施しました。

- ・11月20日（月）「ウオンテッド！外来のいきもの」

環境学習に関する出前講座の実績

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
出前講座（件）	3	0	3	4	2	4	1
受講者数（人）	64	0	120	73	50	80	15

平成28年度における環境学習に関する出前講座メニュー

講座名	内容
美しい景観形成のために	美しい景観形成のための取り組みについて、いっしょに考えてみませんか。
下水道の仕組み	台所やお風呂・トイレからの生活排水を処理することや、排水設備工事の仕組みについて説明します。(ご希望により、都南浄化センター施設見学など)
浄化槽ってなんだろう？	「浄化槽」を設置するとトイレを水洗化することができます。この「浄化槽」の仕組みや、補助金制度について説明します。
上水道の仕組み	水道水を作る実験を交えながら、市の水道の現状と今後についてお話します。
ウォンテッド！外来のいきもの	社会問題となっている外来生物。地域の在来生物を脅かす、恐ろしい存在です。滝沢にも、たくさん外来生物が入ってきています。日頃見慣れたあの植物が実は！あの動物がまさか！この講座をきっかけに、環境をあらためて見つめ直してみませんか。

(3) 評価と今後の取り組み

環境に関する講座の実施は、平成27年度は4件でしたが、平成28年度は1件と減少しました。平成27年度に2件実施された「滝沢浄水場 施設見学 ― 市の水の仕組みを知ろう ―」が、メニューから無くなったことが減少の主な理由と思われます。今後、既存の環境学習講座の周知を図るとともに、関係課と連携しながら市民ニーズに対応したメニュー作成に努めます。

3 滝沢ふるさと少年少女探検隊講座「ネイチャーゲーム」(生涯学習文化課)

(1) 事業内容及び指標等

ふるさと滝沢や郷土いわてが誇る地域資産に関する環境学習の機会を提供し、伝統を受け継ぎ未来へと継承する次代を担うリーダー育成を目指します。

(2) 実施状況

滝沢市内在住の登山ガイド山の風代表の大友晃さんを講師に迎え、滝沢森林公園

散策とネイチャーゲームを通じた環境学習を行いました。

参加した子どもたちは、森林公園の雄大さに感動するとともに、動植物の命の営みなど環境保護の大切さを学び大変充実した講座となりました。

参加者：市内小学校4～6年生 8人

実施日：平成28年7月16日（土）

場 所：滝沢森林公園ネイチャーセンター



滝沢ふるさと少年少女探検隊講座「ネイチャーゲーム」

（3）評価と今後の取り組み

自然の営みの不思議さと素晴らしさ、自然環境保護への理解を深める機会を提供することができました。

今後も、平成28年4月より施行された第1次滝沢市生涯学習推進計画「学びプランたきざわ」に基づいた少年少女や家族、成人を対象とした生涯学習講座（環境学習含む）を開催し、地域課題解決支援学習機会の充実を図ります。

4 たきざわ環境パートナー会議の活動（環境課）

（1）事業内容及び指標等

滝沢市環境基本条例第33条第1項の規定により設置された住民等組織として、市の良好な環境の保全及び創造のための活動を行うとともに、市と協働して環境基本計画及び年次報告書の策定を行います。

（2）実施状況

◎総会等

たきざわ環境パートナー会議総会等を開催し、平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画並びに平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画の審議、決定等を行いました。また、木賊川遊水地調査を全体事業として実施することを決定しました。

◎進行管理委員会

進行管理委員会を5回開催し、平成27年度環境年次報告書に係る提案等を行いました。

◎広報編集委員会

広報たきざわ及びツイッターを活用し、たきざわ環境パートナー会議の活動のPRを行いました。また、たきざわ環境パートナー会議の活動について、環境学習交流センター機関紙へ寄稿を行いました。

◎全体事業

①木賊川遊水地調査

たきざわ環境パートナー会議及び岩手県立大学の間で地域協働研究に係る協定書を締結し、協働で木賊川遊水地調査を行いました。自然環境調査を17回実施し、サクラソウ、ルリソウ等の希少植物等が多く確認され、市民延べ179人の参加がありました。また、いきもの探偵隊が中心となり、木賊川遊水地のオオハンゴンソウの外来種駆除を行いました。



9月17日 木賊川遊水地に係る自然環境調査

②省エネの推進

また、平成28年度滝沢市環境フォーラムでは、国の省エネルギーセンターから講師を招き「省エネ・節電説明会」を開催し、効果的な省エネ・節電の方法について啓発をしました。

(3) 評価と今後の取り組み

たきざわ環境パートナー会議の活動が住民等の環境保全意識を高めています。

今後も多くの住民等が参加し、活動の輪が広がるよう支援してまいります。

住民等との協働関係を育てるとともに、引き続き環境基本計画及び環境年次報告書の進行管理及び推進に取り組めます。

■参考：滝沢市環境年次報告書

滝沢市・第2次環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む。）

URL http://www.city.takizawa.iwate.jp/kankyo_plan

5 環境フォーラム（環境課）

（1）事業内容及び指標等

環境問題に関する情報を市民と共有するとともに、環境保全活動に関する情報提供を行い、市民の環境意識の高揚を図るため、環境フォーラムを11月26日に開催しました。

（2）実施状況

「地球環境と省エネルギーを考えよう」と題して省エネルギーセンター 家庭の省エネエキスパート 省エネルギー普及指導員 千葉智恵氏の講演を行った後、たきざわ環境パートナー会議から「木賊川遊水地自然活用への取り組み～残された水辺の宝物をまもろう～」と題して活動報告を行いました。また、環境美化絵画コンクール及び優良ごみ集積所の表彰を行うとともに、環境美化絵画コンクール入賞者作品、優良ごみ集積所写真、「もったいないレシピ」アイデア応募作品等の展示を行いました。



11月26日
省エネルギーセンター
家庭の省エネエキスパート
省エネルギー普及指導員
千葉智恵氏による講演



同日
たきざわ環境パートナー会議
木賊川遊水地調査プロジェクト
リーダー 齊藤政宏氏による活動報告

（3）評価と今後の取り組み

環境フォーラムへは、市民67人の参加があり、アンケートでは、講演においては、省エネへの関心が高まったとの意見が多くあり、活動報告においては、環境パートナー会議の取り組みへの応援メッセージが多くありました。今後も多くの市民

環境目標 第6節

の環境に関する学習の場として環境フォーラムを開催し、環境美化、環境保全等に関する表彰、展示等を通じて環境に関する様々な情報を提供できるよう内容についても工夫を重ねてまいります。

6-2 協働による環境保全活動の推進

6-2-1 活動団体の支援

1 地域づくり懇談会（地域づくり推進課）

（1）事業内容及び指標等

市民が主体となって地域づくりを進めるために策定した、第1次滝沢市総合計画基本計画地域別計画に基づき、地域の方が企画立案した事業を推進することを目的に、各地域づくり懇談会が行う環境関連活動への支援（補助金交付、会議出席・助言、事業参加）を行いました。

（2）実施状況

8地域で、9事業が実施されました。すべての事業が継続事業として実施されています。

地域づくり推進委員会実施事業

地域名	事業名・内容
大釜	八幡館山歴史史跡環境整備事業（平成20年度からの継続事業） ・中世の遺跡である八幡館山の草刈等の環境整備
篠木	田村神社周辺の水路敷き環境整備事業（平成17年度からの継続事業） ・草刈等の環境整備
大沢	せせらぎ水路整備事業（平成18年度からの継続事業） ・植樹及び草刈等の清掃事業
鶉飼	チャグチャグ馬コ行進路アヤメ植栽事業（平成18年度からの継続事業） ・植栽したアヤメの管理 ・道路美化事業
東部	植物での安らぎ地域づくり推進事業（平成16年度からの継続事業） ・市のシンボルフラワーであるヤマユリの植栽
柳沢	自然環境の創造事業（平成16年度からの継続事業） ・岩手山麓の環境整備
	景観形成住民協定づくり（平成16年度からの継続事業） ・柳沢の景観を守るため住民、企業などに働きかけ景観形成住民協定の締結
一本木	通学路環境整備事業（平成17年度からの継続事業） ・一本木地区の通学路の草刈等を行い環境美化と児童生徒の安全を確保

（3）評価と今後の取り組み

市としては、事業実施にあたり助言をしたり、直接事業に参加したりして、各地

域づくり懇談会の活動を支援することができました。各地域では、市からの支援の有無に関わらず環境整備の活動を続けており、その意識の高さが活動の周知につながっています。

今後は、市民が今まで以上に主体的に進める地域づくりを支援していきます。

～ メモ ～

●アドプト活動とは？

アドプトが「養子縁組をする」という趣旨から、地域の団体等が道路や河川などのごみの清掃や植栽等をボランティアで行い、道路や河川など公共空間をわが子のように面倒をみていく活動です。

1985年頃、米国のテキサス州交通局において、ハイウェイのゴミ清掃に市民グループや企業が参加した活動が始まりとされています。日本では1998年から導入が始まりました。

2 たきざわ環境パートナー会議プロジェクト（環境課）

（1）事業内容及び指標等

たきざわ環境パートナー会議は、住民、住民団体、事業者及び市が協働して市の良好な環境を保全し、創造していくための意見交換を行う場として、自主的なプロジェクトを作り、様々な実践活動を行っています。

（2）実施状況

①ホタル探検隊プロジェクト

ホタルの調査、学習会及び観察会の活動回数は13回、市民延べ328人の参加がありました。その他木賊川遊水地調査活動に参加し、木賊川遊水地調査プロジェクトとともに20回の整備活動を行いました。また、これまでのホタル探検隊プロジェクトの活動が認められ、日本鳥類保護連盟表彰を受けました。



7月1日・2日 大崎地区に係るホテル観察会

②リユース食器でゴミ減量大作戦！プロジェクト

産業まつり等のイベントにおいて食品出展企業へリユース食器の貸し出しを行いました。リユース食器が普及し、活用率が向上するよう食品出展企業へ活用を働きかけるとともに、来場者へリユース食器の使用によるごみの減量化を呼びかけました。また、リユーススタッフとして多くの大学生の参加及び協力がありました。



8月27日・28日 産業まつり

③いきもの探偵隊プロジェクト

今年度も引き続き岩手県立大学と協働し、いきもの分布調査を行い、その調査結果の公表を行いました。また、春子谷地湿原のオオハンゴンソウの駆除を行ったほか、木賊川遊水地調査活動に参加し、木賊川遊水地調査プロジェクトとともに木賊川遊水地のオオハンゴンソウの外来種駆除を行いました。その他産業まつり、出前講座等を通じて特定外来種を知ってもらうとともに、市の希少在来種を残そうと市民への周知活動を行いました。



8月6日 春子谷地湿原のオオハンゴンソウ駆除

(3) 評価と今後の取り組み

たきざわ環境パートナー会議プロジェクトの活動は、広く市民に周知され、支援ボランティアが育ってきています。今後も市民の環境意識の高揚を図るため、活動を継続していくとともに、ネットワーク作りのための支援及び情報提供を行ってまいります。

別添資料 1

環境課に寄せられた相談数

※現地確認したものを集計

情報分類	H25	H26	H27	H28
【ごみ焼却・煙・悪臭】：ごみ焼却等の煙	4	3	4	1
【ごみ焼却・煙・悪臭】：事業による悪臭（工場等）			2	
【ごみ焼却・煙・悪臭】：事業による悪臭（工場等）他				2
【ごみ焼却・煙・悪臭】：事業による悪臭（農業関係）	1	1		2
【ごみ焼却・煙・悪臭】：その他	6	13	4	4
計	11	17	10	9
【害虫】：ハチ	8	4	7	5
【害虫】：ハチ 他	1			
【害虫】：毛虫・アメリカシロヒトリ	4	6	2	
【害虫】：その他	6	2	1	2
計	19	12	10	7
【犬猫・動物】：犬の苦情（飼い主特定）	18	12	7	4
【犬猫・動物】：犬の苦情（飼い主不特定）	5	4	4	3
【犬猫・動物】：猫の苦情（飼い猫）	2		1	5
【犬猫・動物】：猫の苦情（野良猫）	2	3	8	3
【犬猫・動物】：その他	7	11	3	3
計	34	30	23	18
【草木・土地財産管理】：雑草	24	15	17	20
【草木・土地財産管理】：廃材等野積み・不法投棄	1	1	4	2
【草木・土地財産管理】：木の枝	18	33	27	13
【草木・土地財産管理】：木の枝 他				5
【草木・土地財産管理】：その他	4	4	5	3
計	47	53	53	43
【騒音・振動】：工事関係				
【騒音・振動】：事業所等騒音	2	2	1	3
【騒音・振動】：振動				
【騒音・振動】：道路騒音（高速道）				
【騒音・振動】：道路騒音（一般道）		1	1	1
【騒音・振動】：その他	3	1	2	5
計	5	4	4	9
【電磁波・低周波】：電磁波・電磁界	2	2		
計	2	2	0	0
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：事業所の排水	2		1	
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：生活排水	1	2	1	1
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：油流出事故	9	14	6	3
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：その他	1	1	1	1
計	13	17	9	5
【その他】：RMC関係	1			
【その他】：し尿汲取り・処理関係			1	1
【その他】：ごみ収集等	5	1	1	
【その他】：墓地関係		1	1	
【その他】：その他	6	3	4	2
計	12	5	7	3
合 計	143	140	116	94

空家に関する対応状況

平成27年度に自治会の協力を得て空家調査を実施し、平成28年度に問題のある空家所有者へ一斉通知をしました。その中で、所有者に通知できなかったものに対し、再度通知をするために、空き家の現地確認をしましたので状況を報告します。

(単位：戸)

地域	自治会 報告数	問題なし	問題あり	内訳（重複あり）			
				建物の 危険	衛生面	景観面	生活環境
南部（大釜、篠木、大沢）	47	19	28	20	8	7	13
西部（姥屋敷、柳沢）	0	0	0	0	0	0	0
中央部（鵜飼）	63	33	30	21	3	7	15
中央部（元村）	92	49	43	21	7	6	17
東部（巣子、川前）	64	38	26	22	6	10	15
北部（一本木）	15	5	10	8	3	1	9
	281	144	137	92	27	31	69

経緯

平成27年 5月27日 空家等対策の推進に関する特別措置法施行

平成27年 7月30日 自治会へ空家アンケートの実施依頼

平成27年10月～ 空家調査実施

平成28年 3月11日 問題のあった137戸のうち所有者が確認できた63戸の所有者へ通知を送付

平成28年12月6～7日 空家現地調査実施(前回の一斉通知で所有者へ送付できなかった空家を対象)

平成28年12月22日 所有者の所在が不明で通知できなかったものの中から21件を対象に通知を送付

今後の対応

今後も課を超えて、空家の対応に努めていきます。



愛犬の
吾美カン太 ボトル エコロール

エコロール

岩手県3R推進キャラクター



～鈴の音が心地よい環境のまち たきざわ～